



宇城市  
第5期障がい福祉計画・  
第1期障がい児福祉計画

平成30年3月

熊本県宇城市

✿表紙について

平成 28 年度くまもと障がい者芸術展「ハートウィーク賞」受賞作品  
作者は、北島 宣夫さん（宇城市手をつなぐ育成会 会員）です。

# 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨.....                     | 1  |
| 1. 計画策定の背景・目的.....                   | 1  |
| 2. 計画の位置づけ.....                      | 1  |
| 3. 計画期間.....                         | 2  |
| 4. 計画の策定方法.....                      | 2  |
| 5. 障がい福祉計画等に関する動向.....               | 3  |
| 第2章 障がいのある人の現状.....                  | 5  |
| 1. 宇城市の人口・世帯数.....                   | 5  |
| 2. 宇城市の障がい者等の状況.....                 | 7  |
| 3. 福祉サービス利用の状況.....                  | 18 |
| 第3章 障がい福祉サービス等の課題整理.....             | 21 |
| 1. 障がい福祉サービス.....                    | 21 |
| 2. 障がい児福祉サービス.....                   | 22 |
| 第4章 計画の基本的な考え方.....                  | 23 |
| 1. 計画の基本的理念.....                     | 23 |
| 2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方..... | 25 |
| 3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....      | 25 |
| 4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....    | 25 |
| 第5章 障がい福祉サービス等の目標.....               | 26 |
| 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....            | 26 |
| 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....     | 26 |
| 3. 地域生活支援拠点等の整備.....                 | 26 |
| 4. 福祉施設から一般就労への移行等.....              | 27 |
| 5. 障がい児支援の提供体制の整備等.....              | 27 |
| 第6章 障がい福祉サービス等の見込量と方策.....           | 28 |
| 1. 訪問系サービス.....                      | 28 |
| 2. 日中活動系サービス.....                    | 30 |
| 3. 居住系サービス.....                      | 34 |
| 4. 相談支援.....                         | 36 |

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 第7章 地域生活支援事業の見込量と方策.....       | 38     |
| 1. 理解促進研修・啓発事業.....            | 38     |
| 2. 自発的活動支援事業.....              | 38     |
| 3. 相談支援事業.....                 | 38     |
| 4. 成年後見制度利用支援事業.....           | 39     |
| 5. 成年後見制度法人後見支援事業.....         | 39     |
| 6. 意思疎通支援事業.....               | 39     |
| 7. 日常生活用具給付等事業.....            | 40     |
| 8. 手話奉仕員養成研修事業.....            | 40     |
| 9. 移動支援事業.....                 | 40     |
| 10. 地域活動支援センター機能強化事業.....      | 41     |
| 11. 訪問入浴サービス事業.....            | 41     |
| 12. 日中一時支援事業.....              | 41     |
| 13. 社会参加促進事業.....              | 41     |
| <br>第8章 障がい児福祉サービスの見込量と方策..... | <br>42 |
| 1. 障がい児通所支援・障がい児相談支援.....      | 42     |
| <br>第9章 計画の推進に向けて.....         | <br>45 |
| 1. 計画の推進体制.....                | 45     |
| 2. 人材の確保・質の向上.....             | 45     |
| 3. 計画の進捗管理.....                | 45     |
| <br>資料編.....                   | <br>47 |
| 宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要綱.....  | 48     |
| 宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会名簿.....    | 49     |
| 策定経緯.....                      | 50     |
| ■宇城市障がい福祉サービス等提供事業者マップ.....    | 51     |

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の背景・目的

宇城市では、平成23年度に「宇城市第2期障がい者計画 第3期障がい福祉計画」、平成26年度に「宇城市第4期障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、総合的に障がい者施策を展開しています。

近年、高齢化の進行や社会情勢の変化等により、障がいのある人及びその介護者が高齢化し、障がいの重症化・重複化等が進行する一方で、障がいのある人の自立に向けた生活や就労支援、社会参加に対する環境整備も進められてきています。

このような中で、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に改正されました。

さらに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成25年6月3日に公布され、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進する障がい児福祉計画を、市町村で策定することが義務付けられました。

これらの状況を踏まえ、ノーマライゼーションの理念の下、自立した日常生活および社会活動への参加の実現に向けた障がい者福祉の増進を図ることを目的に、「宇城市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定します。

### 2. 計画の位置づけ

「宇城市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」は、第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画を一体に策定するものです。

第5期障がい福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画として策定するものです。

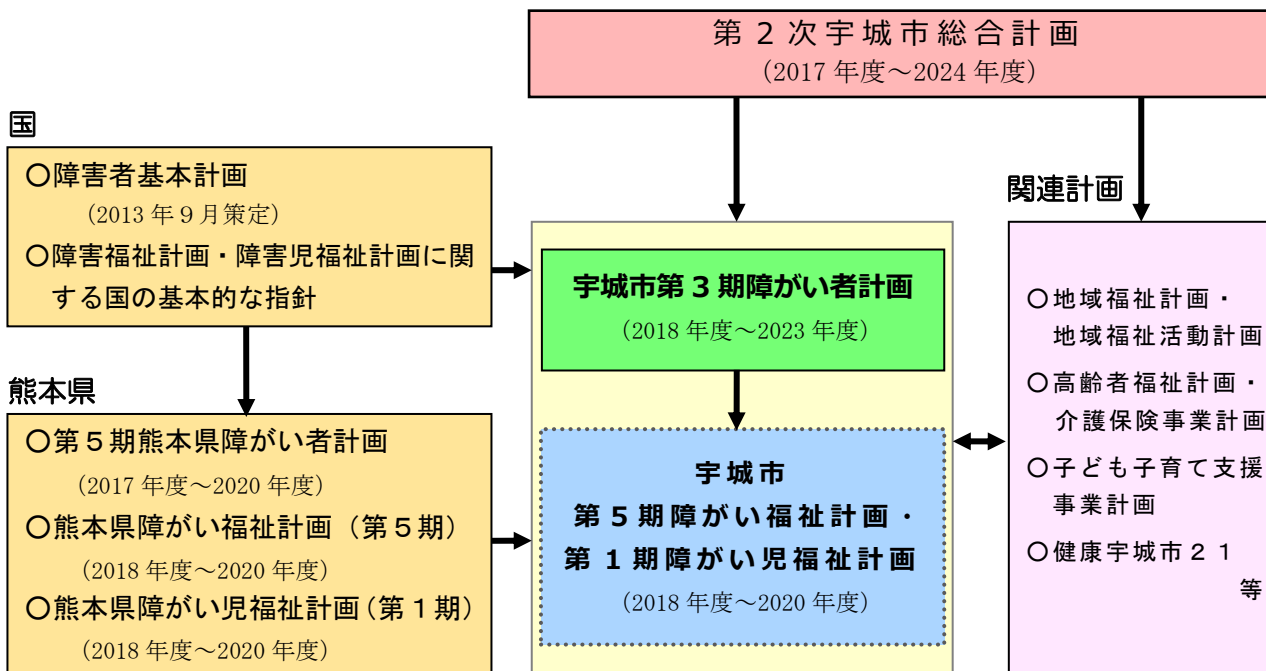
また、第1期障がい児福祉計画は、改正された児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援や障がい児相談支援の実施計画として策定するものです。

熊本県では、「第5期熊本県障がい者計画」の実実施計画及び県障がい福祉計画として「熊本県障がい福祉計画（第5期）」が平成29年度に策定されており、これらとの整合を図ります。

宇城市第5期障がい者計画・第1期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけを次頁の図に示します。



■ 計画の位置づけ



3. 計画期間

「宇城市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」は、2018年度から2020年度までの3年間を計画期間とします。

■ 計画期間

| 計画名         | 2015<br>H27 | 2016<br>H28 | 2017<br>H29 | 2018<br>H30 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 宇城市総合計画     |             |             | 第2次         |             |      |      |      |      |      |      |
| 宇城市障がい者計画   | 第2期(H24～)   |             |             | 第3期         |      |      |      |      |      |      |
| 宇城市障がい福祉計画  | 第4期         |             |             | 第5期         |      |      |      |      |      |      |
| 宇城市障がい児福祉計画 |             |             |             | 第1期         |      |      |      |      |      |      |

4. 計画の策定方法

本計画は、「第2次宇城市総合計画」と整合性を図りながら、「障がい者アンケート」(以下、「アンケート」という。)  
「障がい者団体等ヒアリング」「ワークショップ」「事業所アンケート」の結果を踏まえ、学識経験者や障がい者団体等から構成された「宇城市障がい者計画・障がい福祉計画策定審議会」において検討し、住民の意見を反映し策定しました。

## 5. 障がい福祉計画等に関する動向

### (1) 国の施策動向

「宇城市第4期障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス等に取り組んできましたが、その後、障がい福祉計画等に関する制度改正が行われています。

#### ■ 障がい福祉計画等の動向

| 年度  | 関連法令等                            | 概要  |
|-----|----------------------------------|---|
| H28 | 発達障害者支援法の改正                      | 保護者への相談・情報提供及び助言、教育や就労支援、地域での生活支援、発達障がい者の家族等への支援等を拡充。<br>(H28年8月施行)   |
|     | 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正               | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がいのある人の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等を規定する等の改正。市町村の「障害児福祉計画」の策定が義務化。<br>(H30年4月施行) |
| H29 | 地域包括ケアシステムを強化するための障害者総合支援法等の一部改正 | 障がいのある人と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、障害福祉と介護保険制度に新たな共生型サービスを位置づける。<br>(H29年5月公布)  |
|     | 障害者基本計画(第4次)の策定                  | 障害者基本法に基づき、政府が講じる障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画が策定される。<br>(計画期間：2018年度から2022年度までの5年間)  |

## (2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る基本指針

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の基本指針が策定されました。以下に概要を示します。

### ■ 基本指針のポイント

#### ① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の一層の整備
- ・基幹相談支援センターを質・量ともに整備
- ・「自立生活援助<sup>※1</sup>」の創設

#### ② 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築
- ・2020年の精神病床における患者数及び、地域移行に伴う利用者数の目標の明確化

#### ③ 就労定着に向けた支援

- ・「就労定着支援<sup>※2</sup>」の創設、就労定着率を成果目標として追加

#### ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援
- ・保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援体制の構築
- ・「居宅訪問型児童発達支援<sup>※3</sup>」の創設

#### ⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域住民が主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

#### ⑥ 発達障がい者支援の一層の充実

- ・発達障害者支援地域協議会の設置
- ・可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう適切に配慮する。

障がい福祉計画  
(障がい児福祉計画)の  
成果目標

- ①施設入所者の地域生活への移行【継続】
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- ③地域生活支援拠点等の整備【継続】
- ④福祉施設から一般就労への移行等【拡大】
- ⑤障がい児支援の提供体制の整備等【新規項目】

- ※1 自立生活援助：施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス
- ※2 就労定着支援：就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う
- ※3 居宅訪問型児童発達支援：障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施



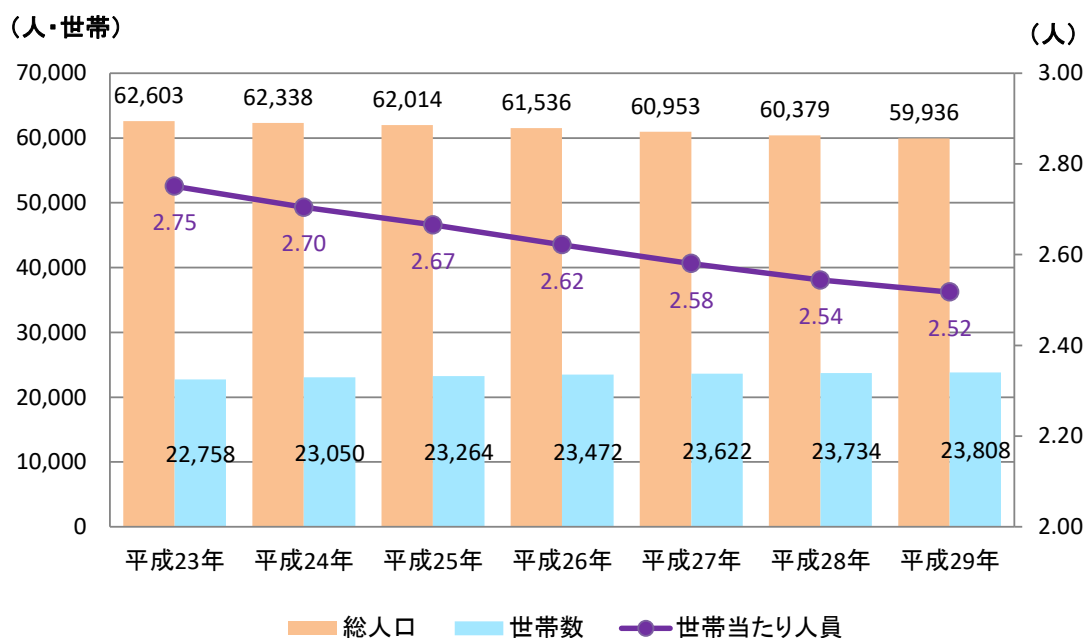
## 第2章 障がいのある人の現状

### 1. 宇城市の人口・世帯数

#### (1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は平成29年6月1日現在で59,936人であり、年々減少しています。総世帯数は年々増加していますが、世帯当たり人員は減少しています。

■ 総人口・世帯数の推移



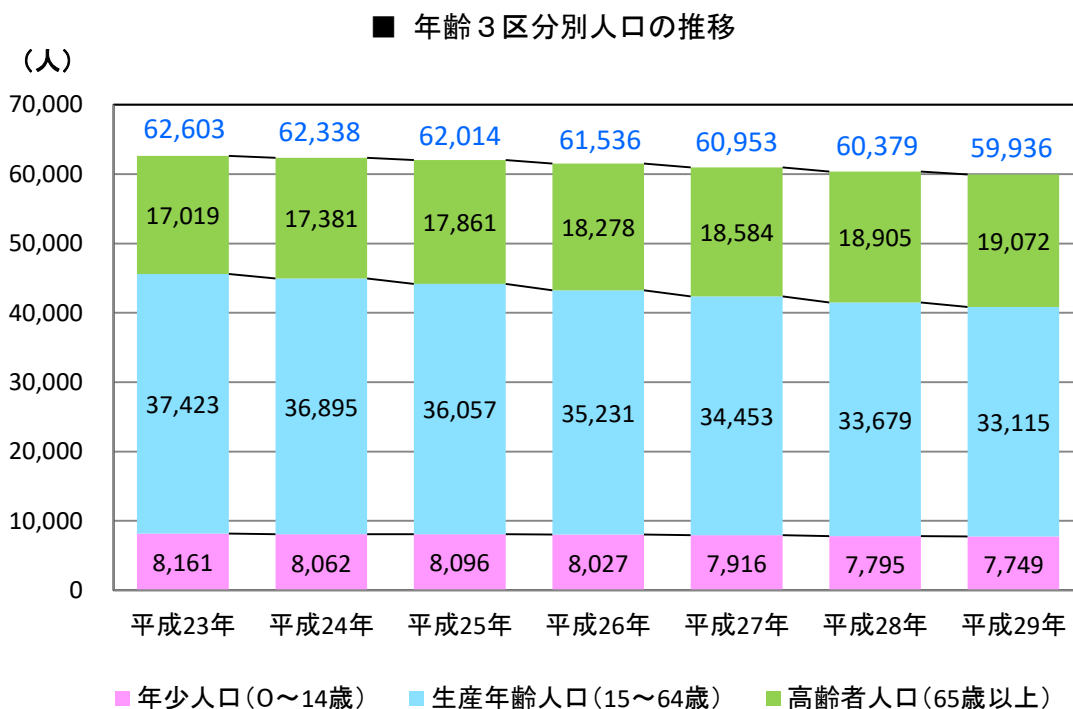
(単位：人)

|         | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  | 平成27年  | 平成28年  | 平成29年  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口     | 62,603 | 62,338 | 62,014 | 61,536 | 60,953 | 60,379 | 59,936 |
| 世帯数(世帯) | 22,758 | 23,050 | 23,264 | 23,472 | 23,622 | 23,734 | 23,808 |
| 世帯当たり人員 | 2.75   | 2.70   | 2.67   | 2.62   | 2.58   | 2.54   | 2.52   |

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は年々減少し、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しています。平成29年6月1日現在で高齢化率は31.8%となっており、3割を超えています。本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。



(単位: 人)

|                 | 平成23年         | 平成24年         | 平成25年         | 平成26年         | 平成27年         | 平成28年         | 平成29年         |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 年少人口 (0～14歳)    | 8,161         | 8,062         | 8,096         | 8,027         | 7,916         | 7,795         | 7,749         |
| 構成比             | 13.0%         | 12.9%         | 13.1%         | 13.0%         | 13.0%         | 12.9%         | 12.9%         |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 37,423        | 36,895        | 36,057        | 35,231        | 34,453        | 33,679        | 33,115        |
| 構成比             | 59.8%         | 59.2%         | 58.1%         | 57.3%         | 56.5%         | 55.8%         | 55.3%         |
| 高齢者人口 (65歳以上)   | 17,019        | 17,381        | 17,861        | 18,278        | 18,584        | 18,905        | 19,072        |
| 構成比             | 27.2%         | 27.9%         | 28.8%         | 29.7%         | 30.5%         | 31.3%         | 31.8%         |
| <b>総人口</b>      | <b>62,603</b> | <b>62,338</b> | <b>62,014</b> | <b>61,536</b> | <b>60,953</b> | <b>60,379</b> | <b>59,936</b> |

資料: 庁内資料 (各年10月1日) 平成29年は6月1日現在

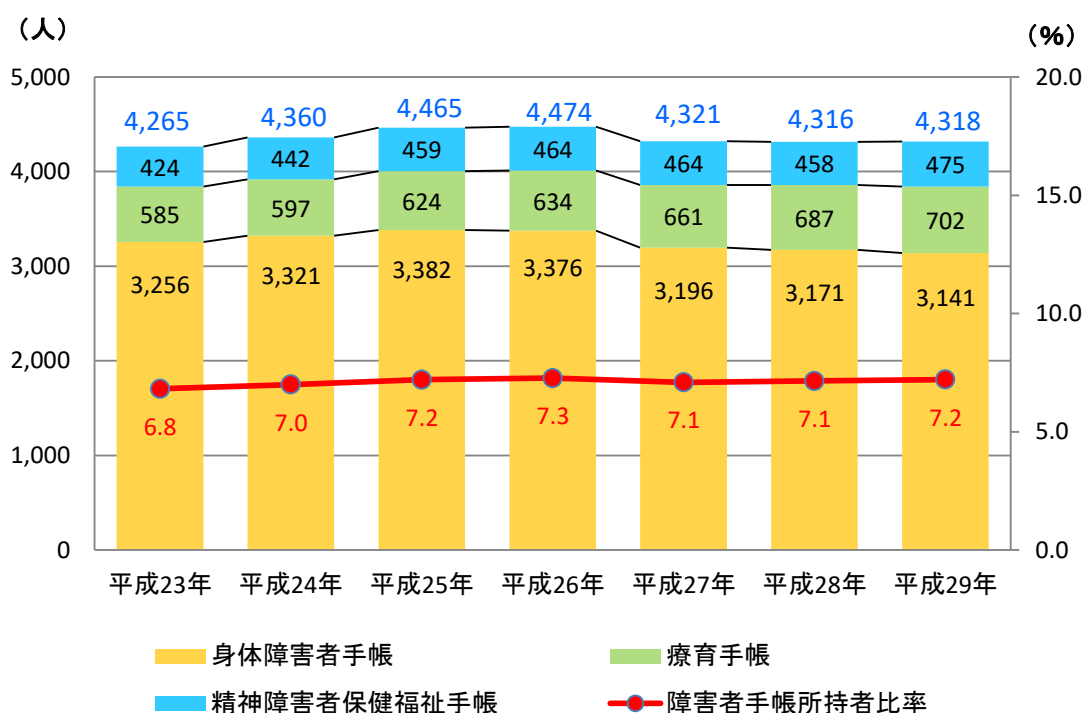
## 2. 宇城市の障がい者等の状況

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、平成29年6月1日で4,318人となっており、総人口に占める障害者手帳所持者の比率は、7.2%となっています。

三障がいの中で最も多いのは身体障がい者ですが、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。平成23年からの6年間で、療育手帳所持者数は117人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は51人増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

|              | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳      | 3,256 | 3,321 | 3,382 | 3,376 | 3,196 | 3,171 | 3,141 |
| 療育手帳         | 585   | 597   | 624   | 634   | 661   | 687   | 702   |
| 精神障害者保健福祉手帳  | 424   | 442   | 459   | 464   | 464   | 458   | 475   |
| 障害者手帳所持者数 合計 | 4,265 | 4,360 | 4,465 | 4,474 | 4,321 | 4,316 | 4,318 |
| 障害者手帳所持者比率   | 6.8%  | 7.0%  | 7.2%  | 7.3%  | 7.1%  | 7.1%  | 7.2%  |

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

(2) 障がい別の状況

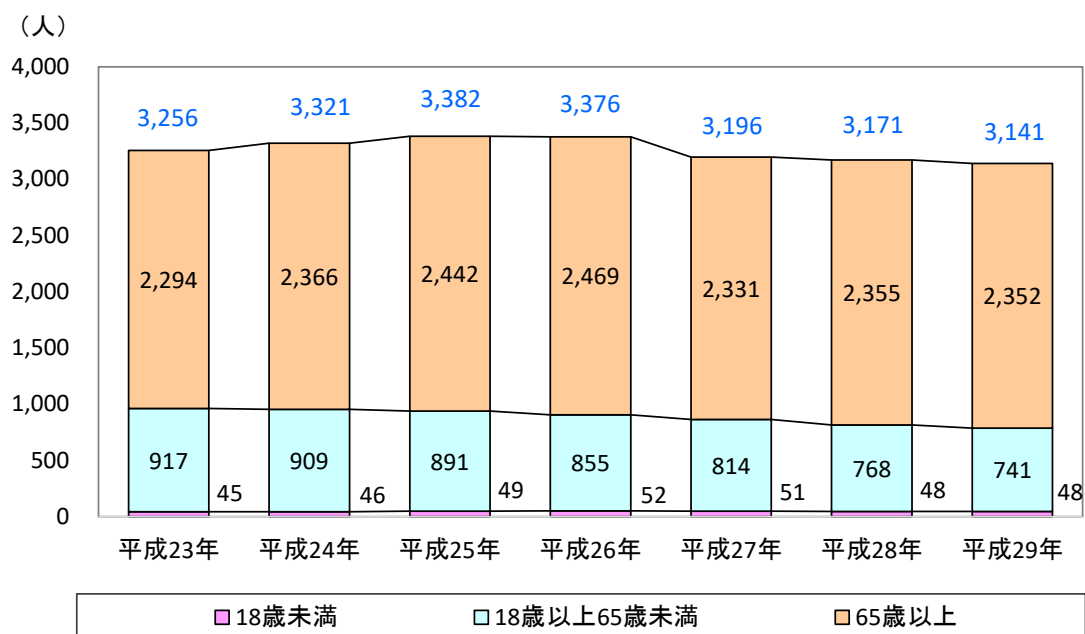
1) 身体障がい者

① 年代別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者数は平成25年まで増加していましたが、その後減少しています。

年代別にみると、18歳以上65歳未満は減少していますが、65歳以上では平成26年までは増加傾向となっており、その後減少しています。

■ 年代別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

|            | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満      | 45    | 46    | 49    | 52    | 51    | 48    | 48    |
| 18歳以上65歳未満 | 917   | 909   | 891   | 855   | 814   | 768   | 741   |
| 65歳以上      | 2,294 | 2,366 | 2,442 | 2,469 | 2,331 | 2,355 | 2,352 |
| 合計         | 3,256 | 3,321 | 3,382 | 3,376 | 3,196 | 3,171 | 3,141 |

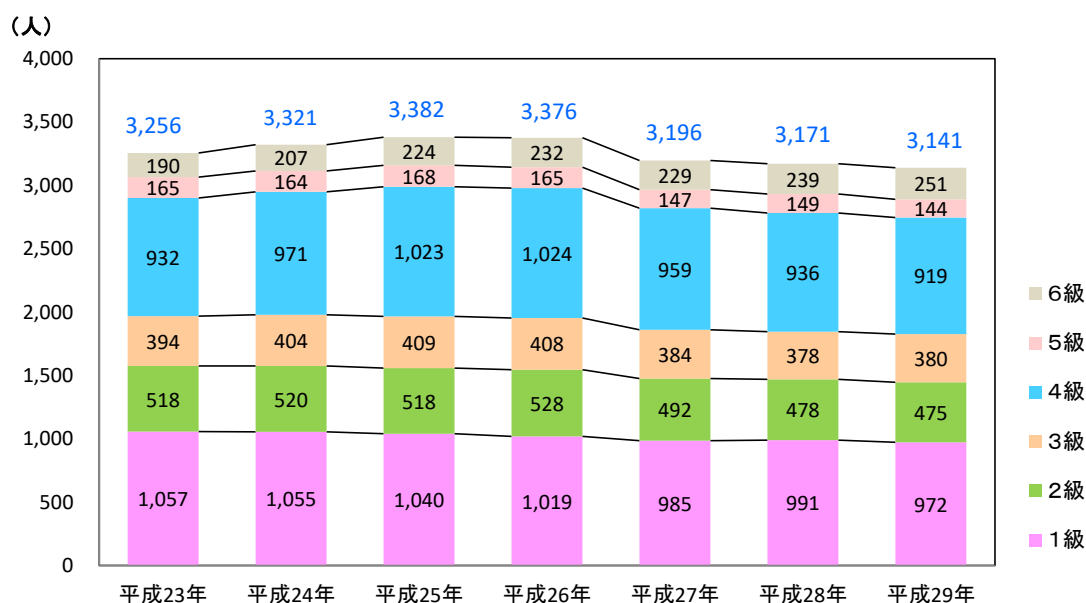
資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

② 等級別身体障害者手帳の所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数は、1級が最も多く平成29年では972人、次いで4級が919人となっています。

平成23年からの6年間で増加しているのは、等級が最も軽い6級で、61人の増加となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

|    | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 1,057 | 1,055 | 1,040 | 1,019 | 985   | 991   | 972   |
| 2級 | 518   | 520   | 518   | 528   | 492   | 478   | 475   |
| 3級 | 394   | 404   | 409   | 408   | 384   | 378   | 380   |
| 4級 | 932   | 971   | 1,023 | 1,024 | 959   | 936   | 919   |
| 5級 | 165   | 164   | 168   | 165   | 147   | 149   | 144   |
| 6級 | 190   | 207   | 224   | 232   | 229   | 239   | 251   |
| 合計 | 3,256 | 3,321 | 3,382 | 3,376 | 3,196 | 3,171 | 3,141 |

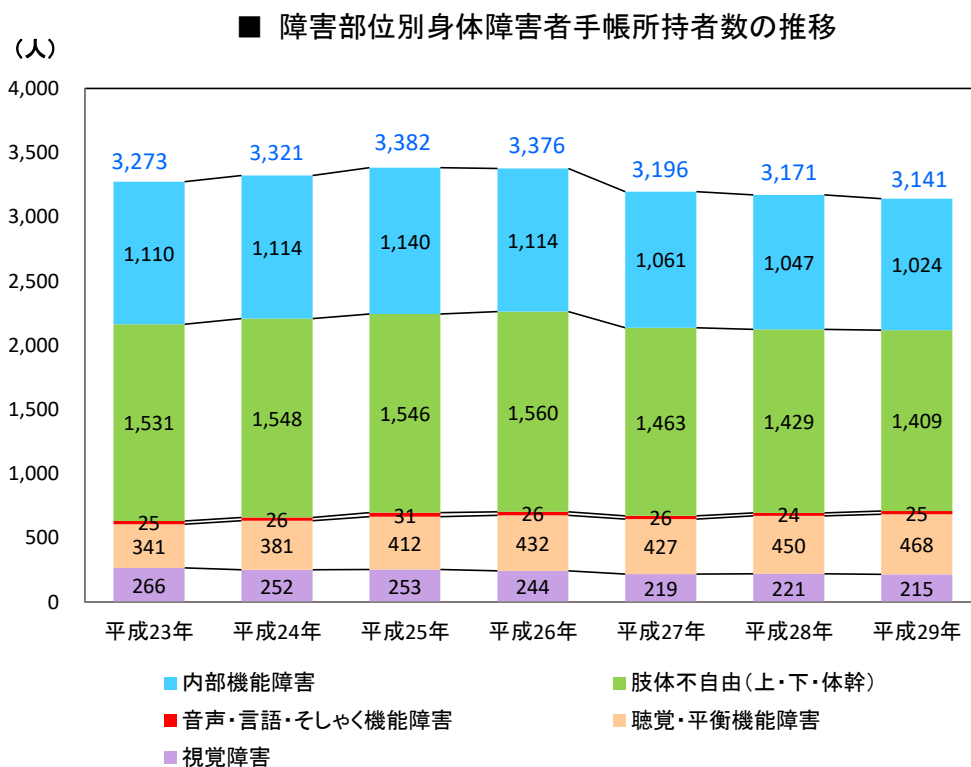
資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在



③ 障害部位別身体障害者手帳の所持者数

障害部位別身体障害者手帳所持者数は、肢体不自由（上・下・体幹）が最も多く、平成29年では1,409人となっており、全体の44.9%を占め、次いで内部機能障害が1,024人となっており、全体の32.6%を占めています。

平成23年からの6年間で、聴覚・平衡機能障害が127人増加しています。



(単位: 人)

|                | 平成23年        | 平成24年        | 平成25年        | 平成26年        | 平成27年        | 平成28年        | 平成29年        |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 視覚障害           | 266          | 252          | 253          | 244          | 219          | 221          | 215          |
| 聴覚・平衡機能障害      | 341          | 381          | 412          | 432          | 427          | 450          | 468          |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 25           | 26           | 31           | 26           | 26           | 24           | 25           |
| 肢体不自由(上・下・体幹)  | 1,531        | 1,548        | 1,546        | 1,560        | 1,463        | 1,429        | 1,409        |
| 内部機能障害         | 1,110        | 1,114        | 1,140        | 1,114        | 1,061        | 1,047        | 1,024        |
| <b>計</b>       | <b>3,273</b> | <b>3,321</b> | <b>3,382</b> | <b>3,376</b> | <b>3,196</b> | <b>3,171</b> | <b>3,141</b> |

資料: 庁内資料 (各年10月1日) 平成29年は6月1日現在

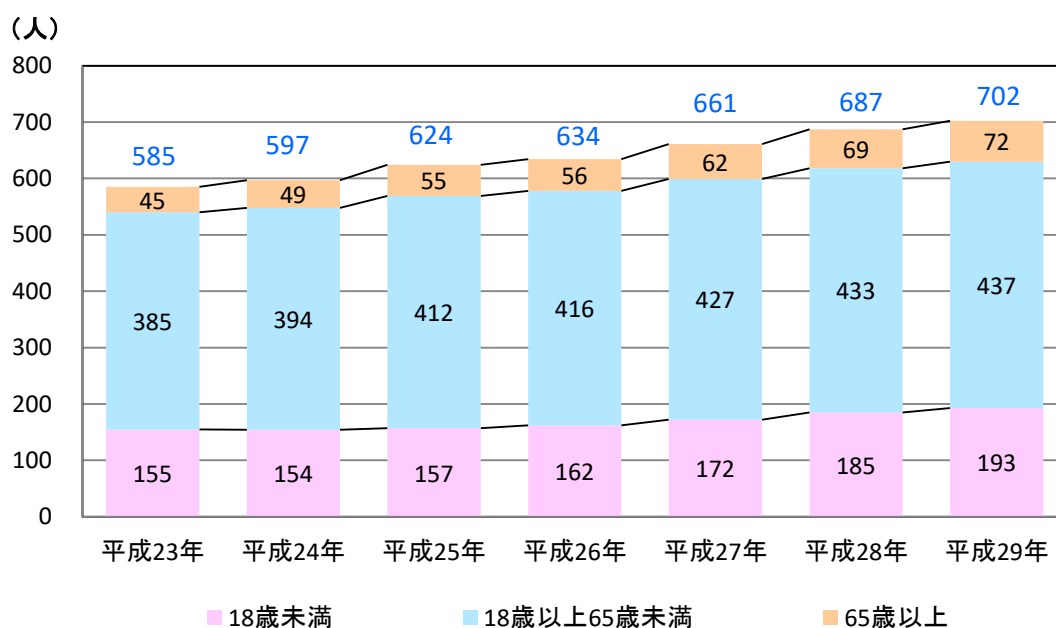
## 2) 知的障がい者の状況

## ① 年代別療育手帳の所持者数

知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、A 判定（最重度・重度）と B 判定（中度・軽度）に大別されます。

本市の療育手帳所持者数は、平成 23 年の 585 人から平成 29 年では 702 人と、6 年間で 117 人増加しています。また、全ての年代で増加しています。

■ 年代別療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

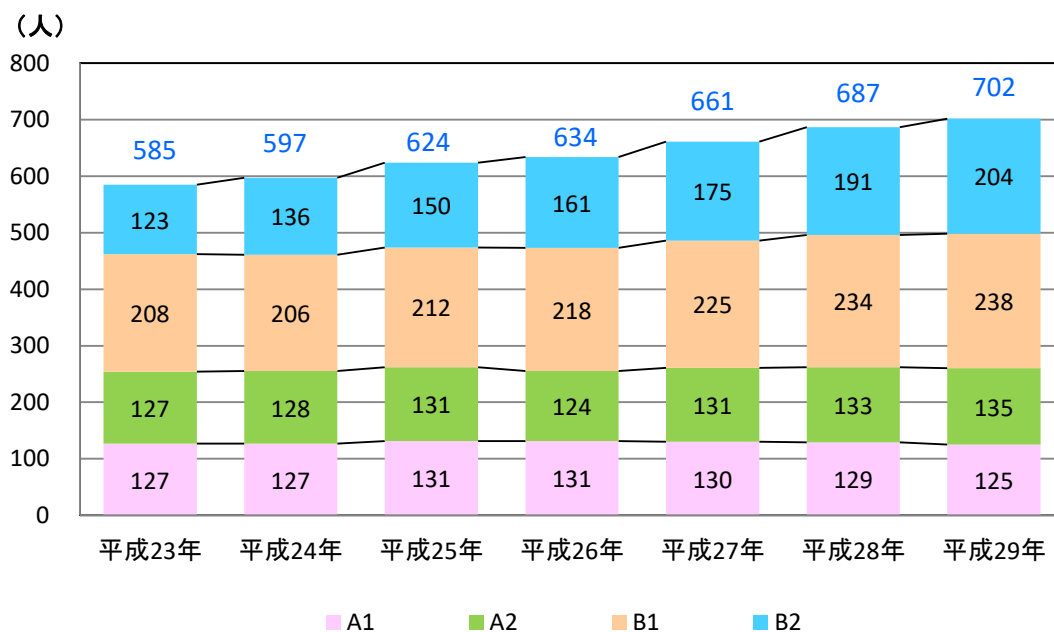
|            | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満      | 155   | 154   | 157   | 162   | 172   | 185   | 193   |
| 18歳以上65歳未満 | 385   | 394   | 412   | 416   | 427   | 433   | 437   |
| 65歳以上      | 45    | 49    | 55    | 56    | 62    | 69    | 72    |
| 合計         | 585   | 597   | 624   | 634   | 661   | 687   | 702   |

資料：庁内資料（各年 10 月 1 日） 平成 29 年は 6 月 1 日現在

② 障害等級別療育手帳の所持者数

障害等級別にみると、平成29年で最も多いのはB1（中度）となっています。B2（軽度）は、平成23年の123人から平成29年では204人と81人増加しており、大幅な増加となっています。

■ 障害等級別療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

|    | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A1 | 127   | 127   | 131   | 131   | 130   | 129   | 125   |
| A2 | 127   | 128   | 131   | 124   | 131   | 133   | 135   |
| B1 | 208   | 206   | 212   | 218   | 225   | 234   | 238   |
| B2 | 123   | 136   | 150   | 161   | 175   | 191   | 204   |
| 合計 | 585   | 597   | 624   | 634   | 661   | 687   | 702   |

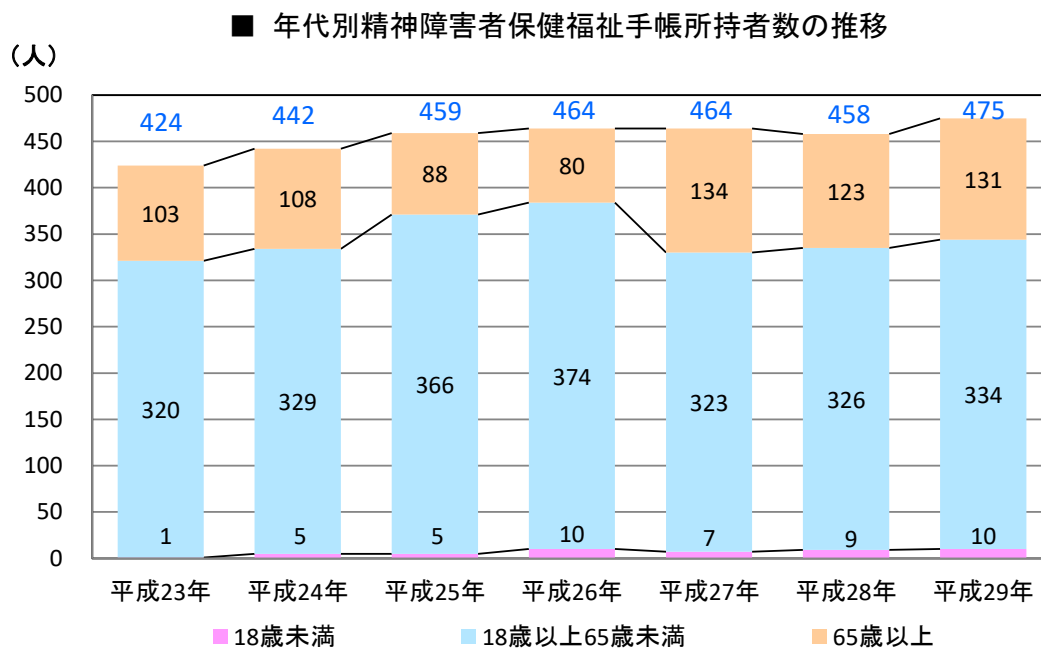
資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

### 3) 精神障がい者の状況

#### ① 年代別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成29年で475人となっており、年々増加しています。

年代別にみると、18歳以上65歳未満が最も多く、全ての年代で増加しています。



(単位：人)

|            | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満      | 1     | 5     | 5     | 10    | 7     | 9     | 10    |
| 18歳以上65歳未満 | 320   | 329   | 366   | 374   | 323   | 326   | 334   |
| 65歳以上      | 103   | 108   | 88    | 80    | 134   | 123   | 131   |
| 合計         | 424   | 442   | 459   | 464   | 464   | 458   | 475   |

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

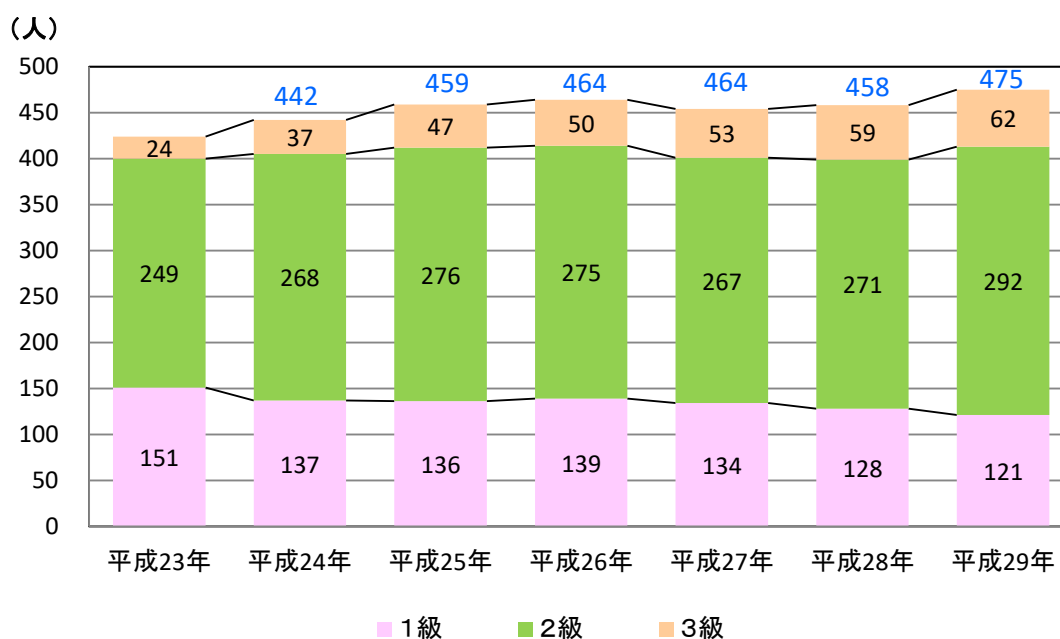
② 等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳は、1級から3級に等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成29年で2級が最も多く292人となっており、全体の61.5%を占めています。

また、2級・3級の所持者数が年々増加しています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

|    | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 151   | 137   | 136   | 139   | 134   | 128   | 121   |
| 2級 | 249   | 268   | 276   | 275   | 267   | 271   | 292   |
| 3級 | 24    | 37    | 47    | 50    | 53    | 59    | 62    |
| 合計 | 424   | 442   | 459   | 464   | 454   | 458   | 475   |

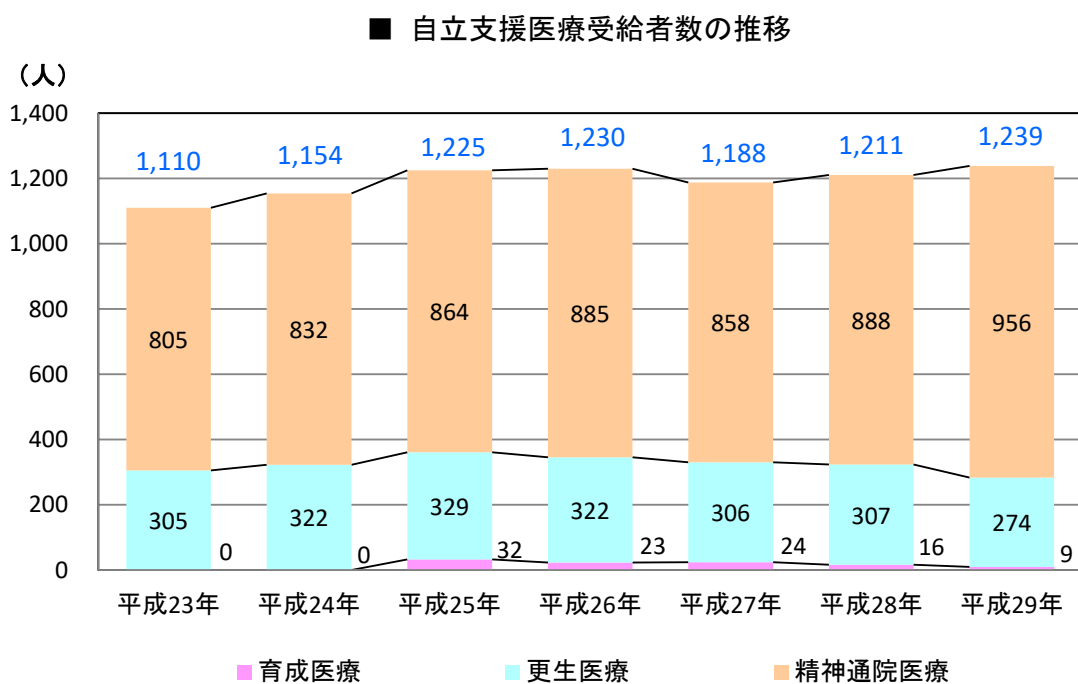
資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在



## ③ 自立支援医療受給者数

自立支援医療受給者数は、平成29年では育成医療が9人、更生医療が274人、精神通院医療が956人となっており、合わせて1,239人が受給しています。

精神通院医療受給者数は、年々増加しており、平成23年からの6年間で151人の増加となっています。



(単位：人)

|        | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 育成医療   | 0     | 0     | 32    | 23    | 24    | 16    | 9     |
| 更生医療   | 305   | 322   | 329   | 322   | 306   | 307   | 274   |
| 精神通院医療 | 805   | 832   | 864   | 885   | 858   | 888   | 956   |
| 合計     | 1,110 | 1,154 | 1,225 | 1,230 | 1,188 | 1,211 | 1,239 |

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

#### 4) 障がい児の状況

就学前の障がい児（疑いがある児童含む）の状況をみると、平成29年3月末で身体障害者手帳所持者数は11人、療育手帳所持者数は28人となっています。

就学の状況をみると、小学校では、身体障害者手帳所持者数は1人、療育手帳所持者数は38人、中学校では、身体障害者手帳所持者数は1人、療育手帳所持者数は25人となっています。

療育手帳所持者区分では、小学生・中学生共にB（中度・軽度）の手帳所持者が多くなっています。

##### ■ 就学前児童の状況 (単位：人)

| 項目             | 人数 |
|----------------|----|
| 就学前身体障害者手帳所持者数 | 11 |
| 就学前療育手帳所持者数    | 28 |

資料：庁内資料（平成29年3月末）

##### ■ 就学の状況 (単位：人)

|     |     | 身体障害者<br>手帳所持者数<br>(1級) | 療育手帳所持者数<br>区分 |    | 内、特別支援学校<br>児童・生徒数<br>(種別) |
|-----|-----|-------------------------|----------------|----|----------------------------|
|     |     |                         | A              | B  |                            |
| 小学生 | 1年生 | 0                       | 1              | 7  | 1(A1)、2(B1)、5(B2)          |
|     | 2年生 | 0                       | 1              | 5  | 1(A2)、5(B2)                |
|     | 3年生 | 0                       | 1              | 4  | 1(A1)、1(B1)、3(B2)          |
|     | 4年生 | 1                       | 1              | 4  | 1(身体)、1(A2)、2(B1)、2(B2)    |
|     | 5年生 | 0                       | 2              | 4  | 2(A2)、4(B2)                |
|     | 6年生 | 0                       | 0              | 8  | 3(B1)、5(B2)                |
|     | 小計  | 1                       | 6              | 32 | 39                         |
| 中学生 | 1年生 | 1                       | 1              | 6  | 1(身体)、1(A2)、1(B1)、5(B2)    |
|     | 2年生 | 0                       | 2              | 5  | 2(A2)、5(B2)                |
|     | 3年生 | 0                       | 2              | 9  | 1(A1)、1(A2)、3(B1)、6(B2)    |
|     | 小計  | 1                       | 5              | 20 | 26                         |
| 合計  |     | 2                       | 11             | 52 | 65                         |

資料：庁内資料（平成29年3月末）

(3) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分で、障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案される事項の一つです。

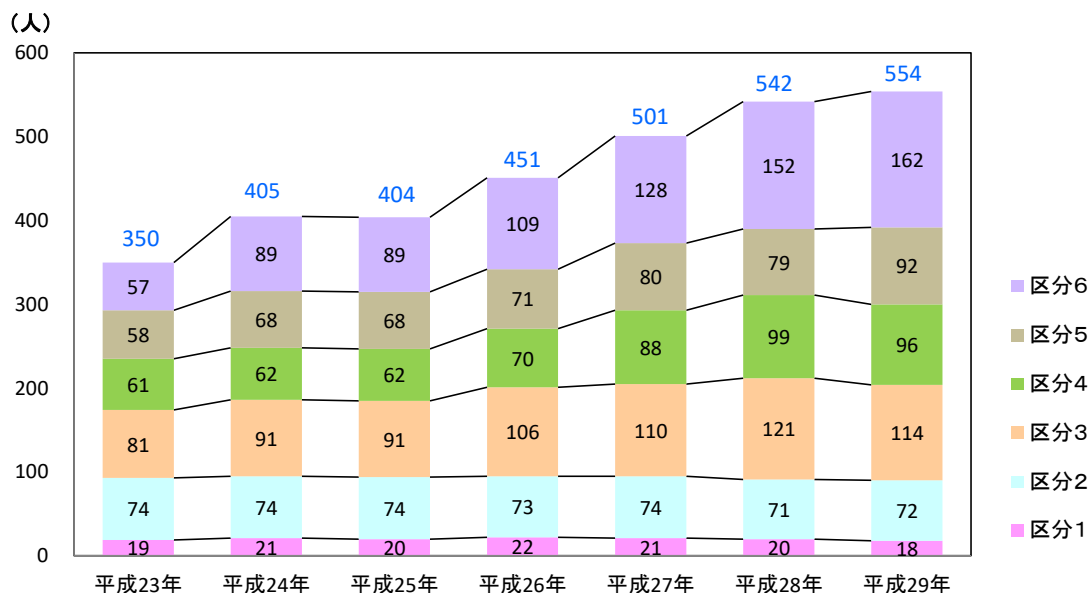
必要とされる支援の度合いは、区分1が低く、区分が上がるにつれて高くなります。

平成26年4月に施行された「障害者総合支援法」の一部改正により、「障害程度区分」が「障害支援区分」に名称変更されました。

本市の障害支援区分認定者数は、年々増加しており、平成29年で最も多いのは区分6で162人、次いで区分3が114人となっています。

平成23年度からみると、区分3から区分6で増加しています。

■ 障害支援区分認定者数の推移



(単位：人)

|           | 平成23年      | 平成24年      | 平成25年      | 平成26年      | 平成27年      | 平成28年      | 平成29年      |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 区分1       | 19         | 21         | 20         | 22         | 21         | 20         | 18         |
| 区分2       | 74         | 74         | 74         | 73         | 74         | 71         | 72         |
| 区分3       | 81         | 91         | 91         | 106        | 110        | 121        | 114        |
| 区分4       | 61         | 62         | 62         | 70         | 88         | 99         | 96         |
| 区分5       | 58         | 68         | 68         | 71         | 80         | 79         | 92         |
| 区分6       | 57         | 89         | 89         | 109        | 128        | 152        | 162        |
| <b>合計</b> | <b>350</b> | <b>405</b> | <b>404</b> | <b>451</b> | <b>501</b> | <b>542</b> | <b>554</b> |

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

### 3. 福祉サービス利用の状況

#### (1) 障がい福祉サービス等の利用実績

##### 1) 訪問系サービス

居宅介護は、平成28年度までは見込みより実績が多くなっています。また、重度訪問介護では、見込みに対して実績は少なく、利用者数が減少しています。行動援護・重度障害者等包括支援は、利用の実績はありませんでした。

##### ■ 訪問系サービスの利用状況

| 区分         | 単位    | 平成27年度 |       | 平成28年度 |       | 平成29年度 |       |
|------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|            |       | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    |
| 居宅介護       | 人/月   | 68     | 82    | 77     | 94    | 86     | 86    |
|            | 時間分/月 | 882    | 1,694 | 1,081  | 1,359 | 1,324  | 1,232 |
| 重度訪問介護     | 人/月   | 4      | 4     | 5      | 3     | 6      | 3     |
|            | 時間分/月 | 368    | 348   | 405    | 301   | 446    | 322   |
| 同行援護       | 人/月   | 6      | 5     | 6      | 5     | 7      | 5     |
|            | 時間分/月 | 44     | 52    | 45     | 47    | 46     | 51    |
| 行動援護       | 人/月   | 2      | 0     | 2      | 0     | 2      | 0     |
|            | 時間分/月 | 20     | 0     | 20     | 0     | 20     | 0     |
| 重度障害者等包括支援 | 人/月   | 2      | 0     | 2      | 0     | 2      | 0     |
|            | 時間分/月 | 20     | 0     | 20     | 0     | 20     | 0     |

※平成29年度実績は、平成29年11月現在です。(以下同じ。)

##### 2) 日中活動系サービス

生活介護は、利用者数は増加傾向にあります。自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、増加する見込みとなっており、生活訓練は利用者数が大幅に増加しています。

就労移行支援では、見込みに対して利用は少なく、利用者数は減少しています。就労継続支援（A型・B型）は、見込みに対する利用は少ないですが、利用者数は増加しています。

##### ■ 日中活動系サービスの利用状況

| 区分         | 単位   | 平成27年度 |       | 平成28年度 |       | 平成29年度 |       |
|------------|------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|            |      | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    |
| 生活介護       | 人/月  | 189    | 174   | 198    | 185   | 228    | 184   |
|            | 人日/月 | 3,770  | 3,449 | 3,959  | 3,581 | 4,157  | 3,626 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人/月  | 2      | 1     | 3      | 1     | 4      | 1     |
|            | 人日/月 | 37     | 6     | 59     | 3     | 94     | 7     |
| 自立訓練（生活訓練） | 人/月  | 14     | 10    | 16     | 14    | 17     | 20    |
|            | 人日/月 | 245    | 154   | 270    | 226   | 297    | 309   |
| 就労移行支援     | 人/月  | 18     | 18    | 22     | 17    | 27     | 12    |
|            | 人日/月 | 318    | 325   | 477    | 289   | 716    | 215   |
| 就労継続支援（A型） | 人/月  | 120    | 110   | 132    | 121   | 145    | 126   |
|            | 人日/月 | 2,316  | 2,218 | 2,598  | 2,395 | 2,858  | 2,539 |
| 就労継続支援（B型） | 人/月  | 108    | 102   | 130    | 108   | 156    | 109   |
|            | 人日/月 | 1,974  | 1,855 | 2,369  | 1,959 | 2,843  | 2,041 |

| 区分                | 単位  | 平成27年度 |     | 平成28年度 |     | 平成29年度 |     |    |
|-------------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|----|
|                   |     | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績  |    |
| 療養介護              | 人/月 | 22     | 19  | 22     | 23  | 22     | 25  |    |
| 短期入所<br>(ショートステイ) | 福祉型 | 人/月    | 17  | 11     | 22  | 12     | 28  | 12 |
|                   |     | 人日/月   | 104 | 45     | 135 | 47     | 174 | 38 |
|                   | 医療型 | 人/月    | 2   | 4      | 3   | 4      | 4   | 4  |
|                   |     | 人日/月   | 13  | 23     | 16  | 24     | 21  | 25 |

### 3) 居宅系サービス

共同生活援助は、見込みに対して実績は少なくなっています。

施設入所支援は、ほぼ見込み通りで推移しています。

#### ■ 居住系サービスの利用状況

| 区分              | 単位  | 平成27年度 |     | 平成28年度 |     | 平成29年度 |     |
|-----------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
|                 |     | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績  |
| 共同生活援助(グループホーム) | 人/月 | 92     | 82  | 111    | 86  | 133    | 85  |
| 施設入所支援          | 人/月 | 105    | 107 | 103    | 109 | 102    | 107 |

### 4) 相談支援

計画相談支援の利用者数は平成28年度まで増加しており、見込みよりも多くなっています。

地域移行支援、地域定着支援は平成28年度、平成29年度の利用はありませんでした。

#### ■ 相談支援の利用状況

| 区分     | 単位  | 平成27年度 |    | 平成28年度 |    | 平成29年度 |    |
|--------|-----|--------|----|--------|----|--------|----|
|        |     | 見込み    | 実績 | 見込み    | 実績 | 見込み    | 実績 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 54     | 67 | 65     | 82 | 78     | 69 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 1      | 1  | 3      | 0  | 4      | 0  |
| 地域定着支援 | 人/月 | 1      | 0  | 3      | 0  | 4      | 0  |

### 5) 障害児通所支援・障害児相談支援

児童発達支援は、利用者数が増加傾向にあります。また、医療型児童発達支援では、利用者数は増加していますが、見込みよりも少なくなっています。放課後等デイサービス・障害児相談支援は利用者が大幅に増加しており、見込みよりも多く推移しています。

#### ■ 障害児通所支援・障害児相談支援の利用状況

| 区分         | 単位   | 平成27年度 |     | 平成28年度 |     | 平成29年度 |       |
|------------|------|--------|-----|--------|-----|--------|-------|
|            |      | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績    |
| 児童発達支援     | 人/月  | 62     | 60  | 65     | 81  | 68     | 73    |
|            | 人日/月 | 305    | 334 | 316    | 431 | 327    | 404   |
| 医療型児童発達支援  | 人/月  | 6      | 1   | 7      | 3   | 8      | 1     |
|            | 人日/月 | 37     | 8   | 38     | 19  | 39     | 12    |
| 放課後等デイサービス | 人/月  | 36     | 50  | 38     | 80  | 40     | 115   |
|            | 人日/月 | 251    | 477 | 260    | 967 | 269    | 1,494 |
| 保育所等訪問支援   | 人/月  | 6      | 6   | 7      | 10  | 8      | 1     |
|            | 人日/月 | 10     | 6   | 14     | 13  | 20     | 1     |
| 障害児相談支援    | 人/月  | 6      | 16  | 9      | 42  | 14     | 56    |



(2) 地域生活支援事業の利用実績

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、利用者数が減少していますが、見込みより多くなっています。

日常生活用具給付等事業は、排泄管理支援用具で見込みより実績が多く、利用件数が増加しています。

移動支援事業では、利用者数が減少しており、平成28年度は熊本地震の影響で実績が見込みを大きく下回っています。

地域活動支援センター機能強化事業の年間延べ利用者数は、利用者数が減少していますが、平成28年度ではほぼ見込み通りとなっています。

日中一時支援事業の年間延べ回数は、見込みよりも実績が大幅に少なく、利用者数も減少しています。

■ 地域生活支援事業の利用状況

| 区分                | 単位    | 平成27年度 |       | 平成28年度 |       | 平成29年度 |       |
|-------------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                   |       | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    |
| 理解促進研修・啓発事業       | 人/年   | 1      | 1     | 1      | 1     | 1      | 1     |
| 自発的活動支援事業         | 人/年   | 2      | 2     | 2      | 2     | 2      | 2     |
| 障害者相談支援事業         | 箇所    | 3      | 3     | 3      | 3     | 3      | 3     |
| 宇城地域障がい者支援協議会     | 回数    | 2      | 1     | 2      | 1     | 2      | 1     |
| 成年後見制度利用支援事業      | 人/年   | 2      | 3     | 2      | 3     | 2      | 1     |
| 意思疎通支援事業          |       |        |       |        |       |        |       |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業   | 人/年   | 250    | 451   | 250    | 438   | 250    | 276   |
| 手話通訳者設置事業         | 箇所    | 1      | 1     | 1      | 1     | 1      | 1     |
| 日常生活用具給付等事業       |       |        |       |        |       |        |       |
| 介護・訓練支援用具         | 件/年   | 2      | 6     | 2      | 4     | 2      | 0     |
| 自立生活支援用具          | 件/年   | 10     | 8     | 10     | 4     | 10     | 4     |
| 在宅療養等支援用具         | 件/年   | 7      | 10    | 7      | 5     | 7      | 7     |
| 情報・意思疎通支援用具       | 件/年   | 10     | 10    | 10     | 13    | 10     | 5     |
| 排泄管理支援用具          | 件/年   | 800    | 1,163 | 800    | 1,179 | 800    | 974   |
| 住宅改修費助成事業         | 件/年   | 3      | 1     | 3      | 1     | 3      | 2     |
| 点字図書給付事業          | 件/年   | 1      | 0     | 1      | 0     | 1      | 0     |
| 手話奉仕員養成研修事業       | 人/年   | 10     | 7     | 10     | 6     | 10     | 14    |
| 移動支援事業            | 人/年   | 25     | 25    | 25     | 15    | 25     | 17    |
|                   | 延時間/年 | 900    | 842   | 900    | 663   | 900    | 663   |
| 地域活動支援センター機能強化事業  | 箇所    | 2      | 2     | 2      | 2     | 2      | 2     |
|                   | 延人数/年 | 2,500  | 2,790 | 2,500  | 2,526 | 2,500  | 1,731 |
| 訪問入浴サービス事業        | 人/年   | 2      | 2     | 2      | 2     | 2      | 2     |
| 日中一時支援事業          |       |        |       |        |       |        |       |
| 障がい者等日帰りショートステイ事業 | 延回数/年 | 1,800  | 811   | 1,800  | 600   | 1,800  | 579   |
|                   | 人/年   | 35     | 39    | 35     | 31    | 35     | 28    |
| 障がい児タイムケアサービス事業   | 延回数/年 | 2,300  | 1,830 | 2,300  | 1,399 | 2,300  | 1,061 |
|                   | 人/年   | 50     | 35    | 50     | 21    | 50     | 18    |
| 社会参加促進事業          |       |        |       |        |       |        |       |
| 障害者自動車運転免許取得費助成事業 | 人/年   | 3      | 1     | 3      | 1     | 3      | 2     |
| 身体障害者用自動車改造費助成事業  | 人/年   | 3      | 1     | 3      | 2     | 3      | 1     |

## 第3章 障がい福祉サービス等の課題整理

「障がい者アンケート」「障がい者団体等ヒアリング」「ワークショップ」「事業所アンケート」の結果から障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの課題について、整理すると次のように言えます。

### 1. 障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

- ・居宅介護は、利用人数は増加傾向にありますが、利用時間が減少しており、一人あたりの利用時間の減少がうかがえます。サービスだけに頼らない、利用者の自立に向けた支援が求められています（事業所アンケート）が、障がい者が利用を制限していることもうかがえ、適切な利用の促進が必要です。

#### (2) 日中活動系サービス

【生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）】

- ・生活介護、自立訓練（生活訓練）は、利用人数や利用時間が増加しており、今後もニーズがうかがえます。特に、生活介護は、利用者の重度化・高齢化が進み、利用者の個別の支援が必要となっていますが、専門知識を有する職員の確保が難しくなっています。（事業所アンケート）
- ・就労移行支援は、利用人数や利用時間は増加傾向にありますが、利用期間の制限などから、利用は減少傾向にあります。（ワークショップ）
- ・就労継続支援（A型）について、障がい者アンケートでは、利用の意向が高く、ワークショップでも重要度の高い事業としてあげられていますが、事業所アンケートでは、事業面で採算がとりにくいことや、利用者が安心して働ける環境づくりが課題となっています。
- ・就労継続支援（B型）について、障がい者アンケートでは、利用の意向が高く、事業所アンケートでは、定員を増やしたいとの意向も出されています。供給体制の確保が課題です。
- ・短期入所支援について、障がい者アンケートでは、利用の意向が高いのですが、地域によって事業所がないことが指摘されており、供給体制の確保が課題です。
- ・身体障がい者における短期入所（ショートステイ）の利用が少ないことが事業所アンケートで指摘されています。

### (3) 居住系

#### 【共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援】

- ・グループホームは、障がい者アンケートでは利用の意向が高く、特に精神障がい者では必要とされており、事業所アンケートでも増設の意向が出されています。しかし、立地する場合の土地や建物の確保が課題となっています（ワークショップ）。また、介助者が亡くなる前における高齢障がい者のグループホームの利用促進が課題として指摘されています（ワークショップ）。さらに、グループホームの夜間の安全性について指摘されています。（ワークショップ）
- ・施設入所支援は、施設によっては老朽化しているところもあるとの指摘もあります。（事業所アンケート）

### (4) 地域生活支援事業

- ・全体的に見込みより実績が少なく、横ばい傾向にあり、必要なサービスの利用促進が求められています。特に、移動支援については、利用のニーズが高いものの（ワークショップ）、身体障がい者の移動支援の利用が少ないことが事業所アンケートで指摘されていることから、利用しやすさの改善が求められています。
- ・成年後見制度について、必要な人が利用できていない状況があります。（ワークショップ）利用手続きの周知など利用促進が求められています。

### (5) 相談支援

#### 【計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

- ・地域移行支援、地域定着支援の利用が少ない状況にあり、グループホームなど地域での受け入れ体制が不足していることも要因として推察されます。
- ・相談支援事業について、事業所アンケートから職員の確保が難しいことが指摘されています。

## 2. 障がい児福祉サービス

### (1) 障がい児通所支援

#### 【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援】

- ・児童発達支援事業は、ワークショップで重要度が高い事業としてあげられていますが、職員の確保が難しいことが指摘されています。
- ・放課後デイサービスや児童発達支援については、障がい者アンケートでは、利用の意向が高いのですが、地域によって事業所がないことが指摘されています。
- ・また、放課後等デイサービスや児童発達支援、障害児相談支援は、実施している事業所が少ないことが指摘されています。（ワークショップ）

### (2) 障害児相談支援

- ・発達障がいについて、児童への適切な対応が求められており（事業所アンケート）、専門性のある相談体制が必要です。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本的理念

#### (1) 障がい者（児）の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人もない人も、ともに自分らしい生活できる共生社会の実現に向けて、障がい者の意思決定の支援に配慮します。障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 身近な、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等が地域で必要な障がい福祉サービスを受けることができるように実施します。障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、難病患者など障がいの種別にかかわらず、サービスの充実を図ります。さらに、必要な情報提供を行い、適切な障がい福祉サービスが受けられるように努めます。

#### (3) 入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。また、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、本市の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

さらに、精神障がい者等が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保を図るとともに、日常生活を営むために医療を必要とする障がい者等への保健・医療・障がい福祉・保育・教育等を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援においては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を推進することが必要です。障がい児やその家族に対して、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援や障害児相談支援等について地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を利用できるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。





## 2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを提供できるようにし、希望する障がい者等に日中活動系サービスを提供します。

地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するために、地域生活支援拠点の整備を図ります。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

## 3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### (1) 相談支援体制の構築

障がい者等が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談体制の構築が不可欠であることから、相談支援を行う人材育成支援等の施策を進めます。さらに、基幹相談支援センターにおける指導的役割を行う人材を計画的に確保し、その機能を有効に活用します。

### (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設、精神科病院等に入院している障がいのある人を計画的に地域移行に移行させるために、地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障害者支援施設または精神科病院から地域生活へ移行した後に地域へ定着していくため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

## 4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障がい児の早期発見及び支援並びに健全な育成を図るため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図ります。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援を円滑に引き継ぎ、学校、障がい児通所支援事業所等の緊密な連携体制を確保します。

## 第5章 障がい福祉サービス等の目標

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 平成 28 年度末の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行します。
- (2) 平成 32 年度末の施設入所者率を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減します。

#### ■目標設定値

| 項 目            | 数値    | 考え方                     |
|----------------|-------|-------------------------|
| 施設入所者数         | 109 人 | (A) : 平成 28 年度末の入所者数    |
| 平成 32 年度末の入所者数 | 103 人 | (B) : 平成 32 年度末の入所者数見込み |
| 【目標値】削減見込み数    | 6 人   | (A) - (B)               |
| 施設入所者削減率       | 5.5%  | (C) ÷ (A)               |
| 【目標値】地域生活移行者数  | 10 人  | (D)                     |
| 地域移行率          | 9.2%  | (D) ÷ (A)               |

### 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
- (2) 平成 32 年度の精神病床における入院後 3 か月時点の定員率は 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率は 84%以上、入院後 1 年時点の退院率は 90%以上とします。

#### ■目標設定値

| 項 目            | 数値    |
|----------------|-------|
| 入院後 3 か月時点の退院率 | 69%以上 |
| 入院後 6 か月時点の退院率 | 84%以上 |
| 入院後 1 年時点での退院率 | 90%以上 |

### 3. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がい者の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約を行う拠点です。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものとされています。

本市では、宇城圏域障がい者支援協議会や宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会で協議しながら、平成 31 年度末までに宇城圏域で 1 か所整備します。

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にします。
- (2) 就労移行支援事業利用者数について、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末の数の 2 割以上増加することを目指します。
- (3) 一般就労への就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。
- (4) 就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とします。

##### ■目標設定値

| 項 目   | 数 値  | 備 考       |
|---|------|-----------|
| 平成 28 年度の年間一般就労移行者数                         | 6 人  |           |
| 【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数                      | 10 人 |           |
| 平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数                     | 17 人 | (a)       |
| 【目標値】平成 32 年度末の就労移行支援事業所の利用者数               | 23 人 | (b)       |
| 【目標値】就労移行支援事業利用者数の増加率                       | 1.35 | (b) ÷ (a) |
| 【目標値】平成 32 年度末の一般就労への就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所率 | 50%  |           |
| 平成 30 年度において、就労支援事業の利用を開始した人数               | 5 人  |           |
| 【目標値】上記利用者のうち、1 年以上職場定着した利用者数の数             | 4 人  |           |
| 【目標値】平成 31 年度の就労定着支援 1 年後の就労定着率             | 80%  |           |
| 平成 31 年度において、就労支援事業の利用を開始した人数               | 6 人  |           |
| 【目標値】上記利用者のうち、1 年以上職場定着した利用者数の数             | 5 人  |           |
| 【目標値】平成 32 年度の就労定着支援 1 年後の就労定着率             | 83%  |           |

#### 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

- (1) 平成 31 年度までに、児童発達支援センターを宇城圏域で設置します。
- (2) 平成 32 年度までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。(事業実施中)
- (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保します。
- (4) 平成 30 年度末までに、医療的ケア児を地域で支援するために、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を、宇城圏域で設置します。

## 第6章 障がい福祉サービス等の見込量と方策

### 1. 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）を充実します。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

#### 【サービスの対象者と内容】

| サービス名            | 主な対象者   | サービス内容  |
|------------------|---|---|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 障がい者（障がい支援区分1以上）  | 障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。  |
| 重度訪問介護           | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がい者  | 障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。  |
| 同行援護             | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者   | 移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。   |
| 行動援護             | 知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする方（障がい支援区分3以上）  | 障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。  |
| 重度障害者等<br>包括支援   | 常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障がい支援区分6）で<br>①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、<br>・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者<br>・最重度の知的障がい者<br>②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者 | 対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。 |

## 【第4期計画と実績】

| 区分         | 単位    | 平成27年度 |       | 平成28年度 |       | 平成29年度 |       |
|------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|            |       | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    |
| 居宅介護       | 人/月   | 68     | 82    | 77     | 94    | 86     | 86    |
|            | 時間分/月 | 882    | 1,694 | 1,081  | 1,359 | 1,324  | 1,232 |
| 重度訪問介護     | 人/月   | 4      | 4     | 5      | 3     | 6      | 3     |
|            | 時間分/月 | 368    | 348   | 405    | 301   | 446    | 322   |
| 同行援護       | 人/月   | 6      | 5     | 6      | 5     | 7      | 5     |
|            | 時間分/月 | 44     | 52    | 45     | 47    | 46     | 51    |
| 行動援護       | 人/月   | 2      | 0     | 2      | 0     | 2      | 0     |
|            | 時間分/月 | 20     | 0     | 20     | 0     | 20     | 0     |
| 重度障害者等包括支援 | 人/月   | 2      | 0     | 2      | 0     | 2      | 0     |
|            | 時間分/月 | 20     | 0     | 20     | 0     | 20     | 0     |

## 【第5期計画の見込】

| 区分         | 単位    | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------|-------|--------|--------|--------|
| 居宅介護       | 人/月   | 89     | 91     | 94     |
|            | 時間分/月 | 1,272  | 1,301  | 1,344  |
| 重度訪問介護     | 人/月   | 8      | 11     | 15     |
|            | 時間分/月 | 858    | 1,180  | 1,609  |
| 同行援護       | 人/月   | 6      | 7      | 8      |
|            | 時間分/月 | 61     | 71     | 81     |
| 行動援護       | 人/月   | 2      | 2      | 2      |
|            | 時間分/月 | 20     | 20     | 20     |
| 重度障害者等包括支援 | 人/月   | 2      | 2      | 2      |
|            | 時間分/月 | 20     | 20     | 20     |

## 【見込量確保のための方策】

○施設入所者や、入院中の精神障がい者の地域移行を進めていくことから、訪問系サービスの需要が増えることが見込まれます。

○障がい者の自立に向けて、障がいの種別や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、訪問系サービス事業所等との連携と協力を行い、質の確保に努めます。

## 2. 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実します。

また、就労移行支援事業や、新規事業である就労定着支援の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

### 【サービスの対象者と内容】

| サービス名          | 主な対象者  | サービス内容  |
|----------------|--|---|
| 生活介護           | 常に介護を必要とする人で、<br>①49歳以下の場合、障がい支援区分3以上（施設入所は区分4以上）<br>②50歳以上の場合、障がい支援区分2以上（施設入所は区分3以上）  | 地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。   |
| 自立訓練<br>（機能訓練） | ①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人<br>②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方          | 地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）             |
| 自立訓練<br>（生活訓練） | ①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方<br>②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 | 地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます） |
| 就労移行支援         | 一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方   | 一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）                           |



| サービス名          | 主な対象者   | サービス内容   |
|----------------|---|--|
| 就労継続支援<br>(A型) | <p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方で（利用開始時に65歳未満）</p> <p>①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが雇用には結びつかなかった方</p> <p>③就労経験のある人で、現在雇用関係がない方</p>   | <p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>               |
| 就労継続支援<br>(B型) | <p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方</p> <p>①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用には結びつかなかった方</p> <p>③50歳に達している方</p> <p>④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方</p> | <p>通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p> |
| 就労定着支援         | <p>生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した障がい者</p>   | <p>新たに雇用された事業所での就労を継続するため、就労に伴う生活面の課題（体調管理、金銭管理、生活リズムの整え、服薬管理等）に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。</p> |
| 療養介護           | <p>医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、</p> <p>①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障がい支援区分6の人</p> <p>②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい支援区分5以上の人</p>   | <p>医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。</p>                                      |
| 短期入所           | <p>介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者</p>  | <p>障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。</p>   |

【第4期計画と実績】

| 区分         | 単位   | 平成27年度 |       | 平成28年度 |       | 平成29年度 |       |
|------------|------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|            |      | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    | 見込み    | 実績    |
| 生活介護       | 人/月  | 189    | 174   | 198    | 185   | 228    | 184   |
|            | 人日/月 | 3,770  | 3,449 | 3,959  | 3,581 | 4,157  | 3,626 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人/月  | 2      | 1     | 3      | 1     | 4      | 1     |
|            | 人日/月 | 37     | 6     | 59     | 3     | 94     | 7     |
| 自立訓練（生活訓練） | 人/月  | 14     | 10    | 16     | 14    | 17     | 20    |
|            | 人日/月 | 245    | 154   | 270    | 226   | 297    | 309   |
| 就労移行支援     | 人/月  | 18     | 18    | 22     | 17    | 27     | 12    |
|            | 人日/月 | 318    | 325   | 477    | 289   | 716    | 215   |
| 就労継続支援（A型） | 人/月  | 120    | 110   | 132    | 121   | 145    | 126   |
|            | 人日/月 | 2,316  | 2,218 | 2,598  | 2,395 | 2,858  | 2,539 |
| 就労継続支援（B型） | 人/月  | 108    | 102   | 130    | 108   | 156    | 109   |
|            | 人日/月 | 1,974  | 1,855 | 2,369  | 1,959 | 2,843  | 2,041 |

【第5期計画の見込】

| 区分                |     | 単位   | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------|-----|------|--------|--------|--------|
| 生活介護              |     | 人/月  | 203    | 213    | 223    |
|                   |     | 人日/月 | 3,978  | 4,174  | 4,370  |
| 自立訓練（機能訓練）        |     | 人/月  | 1      | 1      | 1      |
|                   |     | 人日/月 | 10     | 10     | 10     |
| 自立訓練（生活訓練）        |     | 人/月  | 28     | 39     | 55     |
|                   |     | 人日/月 | 437    | 619    | 877    |
| 就労移行支援            |     | 人/月  | 21     | 22     | 23     |
|                   |     | 人日/月 | 375    | 393    | 411    |
| 就労継続支援（A型）        |     | 人/月  | 167    | 191    | 220    |
|                   |     | 人日/月 | 3,340  | 3,820  | 4,400  |
| 就労継続支援（B型）        |     | 人/月  | 130    | 141    | 153    |
|                   |     | 人日/月 | 2,431  | 2,636  | 2,861  |
| 就労定着支援            |     | 人/月  | 5      | 6      | 8      |
| 療養介護              |     | 人/月  | 24     | 26     | 28     |
| 短期入所<br>（ショートステイ） | 福祉型 | 人/月  | 13     | 13     | 14     |
|                   |     | 人日/月 | 41     | 41     | 44     |
|                   | 医療型 | 人/月  | 4      | 4      | 4      |
|                   |     | 人日/月 | 23     | 23     | 23     |



**【見込量確保のための方策】**

- 生活介護は、今後も利用者の増加が見込まれることから、市内事業者との連携を図り、定員の拡充や弾力化について協議を進めるとともに、職員の専門性の向上に向けた取り組みを進めます。また、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図ります。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）は、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入や、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策を実施し、利用者が安心して働ける環境づくりなどについて、事業所と連携して検討を行い、サービスの確保に努めます。
- 就労定着支援は、平成30年度より新設されるサービスであるため、サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。
- 療養介護は、今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集に努めます。
- 短期入所（福祉型・医療型）は、地域生活支援拠点整備や既存事業の活用、事業所の新規参入等により、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

### 3. 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、新規事業である自立生活援助の周知を徹底し、一人暮らしを希望する障がい者が、安心して地域生活へ移行できるよう体制の整備を図ります。

#### 【サービスの対象者と内容】

| サービス名               | 主な対象者   | サービス内容   |
|---------------------|---|--|
| 自立生活援助              | 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する方   | 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者が、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があったときは、訪問・電話・メール等による対応も行います。 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方                         | 家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。  |
| 施設入所支援              | ①生活介護利用者のうち、障がい支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）<br>②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方 | 夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）  |

## 【第4期計画と実績】

| 区分              | 単位  | 平成27年度 |     | 平成28年度 |     | 平成29年度 |     |
|-----------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
|                 |     | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績  |
| 共同生活援助（グループホーム） | 人／月 | 92     | 82  | 111    | 86  | 133    | 85  |
| 施設入所支援          | 人／月 | 105    | 107 | 103    | 109 | 102    | 107 |

## 【第5期計画の見込】

| 区分              | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------------|-----|--------|--------|--------|
| 自立生活援助          | 人／月 | 14     | 16     | 19     |
| 共同生活援助（グループホーム） | 人／月 | 89     | 94     | 98     |
| 施設入所支援          | 人／月 | 105    | 104    | 103    |

## 【見込量確保のための方策】

- 自立生活援助は、平成30年度より新設されるサービスであるため、サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）は、障がい者の地域生活を支えるサービスであり、障がい者の高齢化が進む中、親亡き後の支援としても重要な支援となります。グループホームの整備に向け、事業者への情報提供等や助成制度の活用等により、新規事業者の誘致等を図っていきます。
- 施設入所支援は、施設の整備を行い、老朽化等に適切に対応するとともに、家族や本人の意向を聴きながら、引き続き情報提供や相談等に取り組みます。

## 4. 相談支援

障がいのある人が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

### 【サービスの対象者と内容】

| サービス名  | 主な対象者   | サービス内容  |
|--------|---|---|
| 計画相談支援 | 障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者<br>障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者    | サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。<br>継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。 |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者<br>精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者 | 住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。  |
| 地域定着支援 | 居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者                                  | 対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。   |

## 【第4期計画と実績】

| 区分     | 単位  | 平成27年度 |    | 平成28年度 |    | 平成29年度 |    |
|--------|-----|--------|----|--------|----|--------|----|
|        |     | 見込み    | 実績 | 見込み    | 実績 | 見込み    | 実績 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 54     | 67 | 65     | 82 | 78     | 69 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 1      | 1  | 3      | 0  | 4      | 0  |
| 地域定着支援 | 人/月 | 1      | 0  | 3      | 0  | 4      | 0  |

## 【第5期計画の見込】

| 区分     | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------|-----|--------|--------|--------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 85     | 92     | 100    |
| 地域移行支援 | 人/月 | 2      | 3      | 5      |
| 地域定着支援 | 人/月 | 1      | 2      | 3      |

## 【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者等がサービス等利用計画案を作成できるよう、市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、関係機関等と連携して職員の確保に努めます。また、利用者に対しては、サービス等利用計画作成の案内を進めていきます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、精神科病院等から地域移行のための支援にあたり、多様なニーズが顕在化すると考えられるため、サービスの提供体制の整備に努めます。また、地域での生活の受け皿となるグループホーム等の整備が進まなければ、地域生活への移行の推進は困難であると考えられるため、地域生活への移行支援と並行して、グループホーム等の基盤整備を検討します。

## 第7章 地域生活支援事業の見込量と方策

### 1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### 【第5期計画の見込】

| 区分          | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 人/年 | 1      | 1      | 1      |

### 2. 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

#### 【第5期計画の見込】

| 区分        | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|
| 自発的活動支援事業 | 人/年 | 2      | 2      | 2      |

### 3. 相談支援事業

#### ① 障害者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

#### ② 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、障がい福祉サービス事業所、雇用・教育・医療といった関連する分野の関係者等からなる「宇城地域障がい者支援協議会」を設置しています。

障がいのある人の生活全般に関わる問題や個別の問題を集約し、必要な検討を行うとともに、関係機関の機能の調整やネットワークの構築、福祉施策への反映を図ります。また、当該計画の策定にあたっては同協議会の意見を聞くよう努めるとともに相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを宇城圏域で設置します。

## 【第5期計画の見込】

| 区分            | 単位 | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------|----|--------|--------|--------|
| 障害者相談支援事業     | 箇所 | 3      | 3      | 3      |
| 宇城地域障がい者支援協議会 | 回数 | 2      | 2      | 2      |

## 4. 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て、または一部について補助を行います。本事業の利用の促進を図ります。

## 【第5期計画の見込】

| 区分           | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 人/年 | 3      | 3      | 3      |

## 5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。本事業の推進を図ります。

## 6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

## 【第5期計画の見込】

| 区分              | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------------|-----|--------|--------|--------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 人/年 | 450    | 450    | 450    |
| 手話通訳者設置事業       | 箇所  | 1      | 1      | 1      |



## 7. 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

### 【第5期計画の見込】

| 区分          | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|
| 介護・訓練支援用具   | 件/年 | 2      | 2      | 2      |
| 自立生活支援用具    | 件/年 | 10     | 10     | 10     |
| 在宅療養等支援用具   | 件/年 | 10     | 10     | 10     |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 10     | 11     | 11     |
| 排泄管理支援用具    | 件/年 | 1,240  | 1,280  | 1,320  |
| 在宅改修費助成事業   | 件/年 | 3      | 3      | 3      |
| 点字図書給付事業    | 件/年 | 1      | 1      | 1      |

## 8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

### 【第5期計画の見込】

| 区分          | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人/年 | 10     | 10     | 10     |

## 9. 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

### 【第5期計画の見込】

| 区分     | 単位    | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------|-------|--------|--------|--------|
| 移動支援事業 | 人/年   | 25     | 25     | 25     |
|        | 延時間/年 | 900    | 900    | 900    |

## 10. 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

### 【第5期計画の見込】

| 区分               | 単位    | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------------|-------|--------|--------|--------|
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 箇所    | 2      | 2      | 2      |
|                  | 延人数/年 | 2,600  | 2,600  | 2,600  |

## 11. 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者（児）に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

### 【第5期計画の見込】

| 区分         | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------|-----|--------|--------|--------|
| 訪問入浴サービス事業 | 人/年 | 3      | 3      | 3      |

## 12. 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施します。

### 【第5期計画の見込】

| 区分                | 単位    | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------|-------|--------|--------|--------|
| 障がい者等日帰りショートステイ事業 | 延回数/年 | 900    | 900    | 900    |
|                   | 人/年   | 35     | 35     | 35     |
| 障がい児タイムケアサービス事業   | 延回数/年 | 1,925  | 1,925  | 1,925  |
|                   | 人/年   | 35     | 35     | 35     |

## 13. 社会参加促進事業

自動車免許取得や改造に対する助成などの支援を通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。

### 【第5期計画の見込】

| 区分                | 単位  | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------|-----|--------|--------|--------|
| 障害者自動車運転免許取得費助成事業 | 人/年 | 3      | 3      | 3      |
| 身体障害者用自動車改造費助成事業  | 人/年 | 3      | 3      | 3      |

## 第8章 障がい児福祉サービスの見込量と方策

### 1. 障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「宇城市子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

#### 【サービスの対象者と内容】

| サービス名       | 主な対象者   | サービス内容   |
|-------------|---|--|
| 児童発達支援      | 障がい児  | 児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。       |
| 医療型児童発達支援   | 上肢、下肢または体幹の機能の障がい児  | 医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。  |
| 放課後等デイサービス  | 就学している障がい児  | 授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。    |
| 保育所等訪問支援    | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児                                       | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な障がい児 | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。                              |

| サービス名   | 主な対象者  | サービス内容  |
|---------|--|---|
| 障害児相談支援 | 障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障がい児 | 障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。<br>継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。 |

## 【実績】

| 区分         | 単位   | 平成27年度 |     | 平成28年度 |     | 平成29年度 |       |
|------------|------|--------|-----|--------|-----|--------|-------|
|            |      | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績  | 見込み    | 実績    |
| 児童発達支援     | 人/月  | 62     | 60  | 65     | 81  | 68     | 73    |
|            | 人日/月 | 305    | 334 | 316    | 431 | 327    | 404   |
| 医療型児童発達支援  | 人/月  | 6      | 1   | 7      | 3   | 8      | 1     |
|            | 人日/月 | 37     | 8   | 38     | 19  | 39     | 12    |
| 放課後等デイサービス | 人/月  | 36     | 50  | 38     | 80  | 40     | 115   |
|            | 人日/月 | 251    | 477 | 260    | 967 | 269    | 1,494 |
| 保育所等訪問支援   | 人/月  | 6      | 6   | 7      | 10  | 8      | 1     |
|            | 人日/月 | 10     | 6   | 14     | 13  | 20     | 1     |
| 障害児相談支援    | 人/月  | 6      | 16  | 9      | 42  | 14     | 56    |

## 【第1期計画の見込】

| 区分                                  | 単位   | 平成30年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------------------|------|--------|--------|--------|
| 児童発達支援                              | 人/月  | 94     | 122    | 158    |
|                                     | 人日/月 | 517    | 671    | 869    |
| 医療型児童発達支援                           | 人/月  | 3      | 5      | 6      |
|                                     | 人日/月 | 36     | 60     | 72     |
| 放課後等デイサービス                          | 人/月  | 149    | 193    | 250    |
|                                     | 人日/月 | 1,937  | 2,509  | 3,250  |
| 保育所等訪問支援                            | 人/月  | 7      | 8      | 9      |
|                                     | 人日/月 | 16     | 18     | 21     |
| 居宅訪問型児童発達支援                         | 人/月  | 1      | 2      | 3      |
|                                     | 人日/月 | 6      | 12     | 18     |
| 障害児相談支援                             | 人/月  | 74     | 98     | 130    |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 人日/月 | 3      | 3      | 3      |

**【見込量確保のための方策】**

- 児童発達支援は、今後も利用者の増加が見込まれるため、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策などについて検討を行い、サービスの確保に努めます。
- 医療型児童発達支援は、サービスを必要とする人やニーズの把握に努め、医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めます。
- 放課後等デイサービスは、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。また、既存事業所のサービス水準の向上に向け、各事業所の状況把握等を行うとともに、事業所による情報交換の機会確保等の支援を行います。特に、放課後の児童健全育成の場として学童保育（放課後児童クラブ）との連携が重要であり、障がい児を受け入れることが可能となるように、指導員等の専門性の向上に努めます。さらに、共生型サービスとして、高齢者通所サービス等と合せた事業の実施等も検討を行います。
- 保育所等訪問支援は、今後も一定の需要が見込まれるため、関係機関と連携を図りサービス提供の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度より新設されるサービスであるため、サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。
- 障害児相談支援は、事業所が少ないことが指摘されていることから、事業所の新規参入を検討するとともに、限られている事業所の中で、障害児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との連絡・調整を行います。

## 第9章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

### 2. 人材の確保・質の向上

#### (1) 専門職員の確保

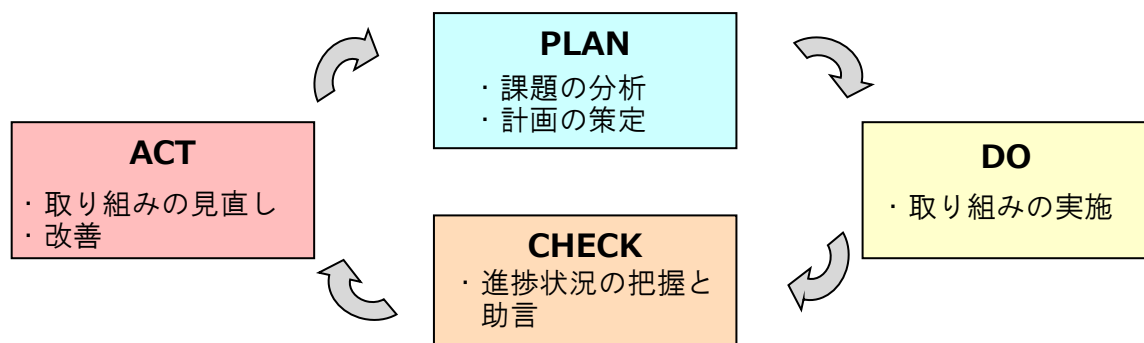
障がいのある人が安心して生活を営むことができるように各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。市における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

#### (2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がい者ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

### 3. 計画の進捗管理

障がい者支援協議会において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価を行い、見直しを行うなど、PDCAサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。







# 資料編

## 宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要綱

平成 18 年 7 月 1 日

告示第 120 号

(設置)

第 1 条 宇城市障がい者計画・宇城市障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり意見を聴くため、宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 当事者
- (5) その他市長が認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の召集は、市長が必要に応じて行う。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日告示第 111 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会名簿

平成 30 年 3 月 31 日現在

| 所 属                        | 役職名           | 氏名     |
|----------------------------|---------------|--------|
| 熊本学園大学社会福祉学部               | 講師（元准教授）      | ◎相藤 絹代 |
| 熊本県南部障害者就業・生活支援センター結       | 支援ワーカー        | 永井 美帆  |
| 宇城市民生委員・児童委員連絡協議会          | 会長            | 御舩 信弘  |
| 宇城市社会福祉協議会                 | 事務局長          | ○野田 眞  |
| 障がい者支援施設 清香園               | 施設長           | 後藤 貴行  |
| 社会福祉法人 東康会<br>グループホーム とともに | サービス管理<br>責任者 | 篠崎 尚子  |
| 熊本県くすのき園                   | 施設長           | 上村 彰   |
| 特定非営利活動法人 えんぱ              | 理事長           | 福田 誠治  |
| 医療法人社団 明心会 あおば病院法人本部       | 相談役・顧問        | 古澤 巖   |
| 宇城市身体障害者福祉協議会              | 会長            | 柿本 勝成  |
| 宇城市手をつなぐ育成会                | 会長            | 北島 和子  |
| 宇城市精神障がい者家族会               | 会長            | 山本 芽   |
| 宇城市教育委員会                   | 教育部長          | 緒方 昭二  |
| 宇城市健康福祉部                   | 部長            | 清成 晃正  |

◎委員長 ○副委員長  
(計 14名)

## 策 定 経 緯

| 回数   | 開催日               | 協議内容等  |
|------|-------------------|--|
| 第1回  | 平成29年8月31日        | <ul style="list-style-type: none"><li>・計画の趣旨</li><li>・策定の進め方、スケジュール</li></ul>                    |
| (調査) | 平成29年9月12日～29日    | <ul style="list-style-type: none"><li>・アンケート調査</li></ul>   |
|      | 平成29年10月12日       | <ul style="list-style-type: none"><li>・関係団体等ヒアリング</li></ul>                                      |
|      | 平成29年10月20日、11月2日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・住民ワークショップ</li></ul>                                       |
| 第2回  | 平成29年12月22日       | <ul style="list-style-type: none"><li>・アンケート調査、関係団体ヒアリング、住民ワークショップ報告</li><li>・計画骨子案の検討</li></ul> |
| 第3回  | 平成30年1月25日        | <ul style="list-style-type: none"><li>・計画素案の検討</li></ul>   |
| 第4回  | 平成30年3月14日        | <ul style="list-style-type: none"><li>・計画案の確定</li></ul>  |

## ■宇城市障がい福祉サービス等提供事業者マップ

## □事業所一覧

| No. | 事業所名称  | 実施事業        |
|-----|--|-------------|
| 1   | 社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会<br>熊本こすもす園 就労支援事業所<br>障がい者支援施設 熊本こすもす園<br>相談支援センター こすもす | 生/移/A/B/入/相 |
| 2   | 社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 熊本県くすのき園   | 生/B/入       |
| 3   | NPO法人 宇城きぼうの家  | B/地         |
| 4   | NPO法人 ジョブパートナー ジョブパートナー宇城  | 移/A         |
| 5   | 社会福祉法人 まつの木会 まつの木作業所   | B           |
| 6   | 社会福祉法人 清香会 清香園 多機能型事業所 明日香   | B/相         |
| 7   | 社会福祉法人 清香会 障がい者支援施設 清香園<br>清香園 相談支援事業所                                     | 生/入/相       |
| 8   | NPO法人 夢・さぼーと   | 移/A         |
| 9   | 社会福祉法人 東康会 生活訓練支援センター ぶち・らぼーる宇城<br>就労支援センター あむーる                           | 自/B         |
| 10  | 社会福祉法人 東康会 就労移行支援センター らぼーる宇城   | 移           |
| 11  | 社会福祉法人 東康会 ねんりん  | A           |
| 12  | 社会福祉法人 天水福祉事業会 ワークセンターみすみ  | 自/移/A/B     |
| 13  | NPO法人 あいランド  | 移/B         |
| 14  | 特定非営利活動法人 熊本南自立支援センター うきUKI豊穰  | A           |
| 15  | 株式会社 天使の翼 MARUKO<br>指定特定相談支援事業所 リアン  | A/相         |
| 16  | ㈱Rock Candy ラインステージ  | A           |
| 17  | ニチイケアセンター宇城  | 訪           |
| 18  | 福祉訪問介護青海苑  | 訪           |
| 19  | 社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンター笑  | 訪           |
| 20  | 豊洋園ヘルパーセンター  | 訪           |
| 21  | 社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンター ほたる   | 訪           |
| 22  | J A うきうき福祉サービス事業所  | 訪           |
| 23  | 訪問介護事業所 クローバー  | 訪           |
| 24  | 赤い華 熊本南センター  | 訪           |
| 25  | ハリウッド  | A           |
| 26  | 障がい福祉サービス きおう  | 生           |
| 27  | 熊本県こども総合療育センター   | 活/児         |
| 28  | 独立行政法人 国立病院機構 熊本南病院  | 活           |
| 29  | 桜  | A           |
| 30  | たすかるステーション松橋   | B           |
| 31  | A型就労継続支援事業所 かけはし   | A           |
| 32  | Peace  | A           |
| 33  | A型就労継続支援事業所 スカイ  | A           |
| 34  | 社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園<br>グループホームこすもす                                  | グ           |
| 35  | 社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園<br>グループホームつばき                                   | グ           |
| 36  | 社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園<br>グループホームしゃくやく                                 | グ           |
| 37  | 社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園<br>グループホームはなしょうぶ                                | グ           |
| 38  | 社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園<br>グループホームあさがお                                  | グ           |

(2017年3月現在)

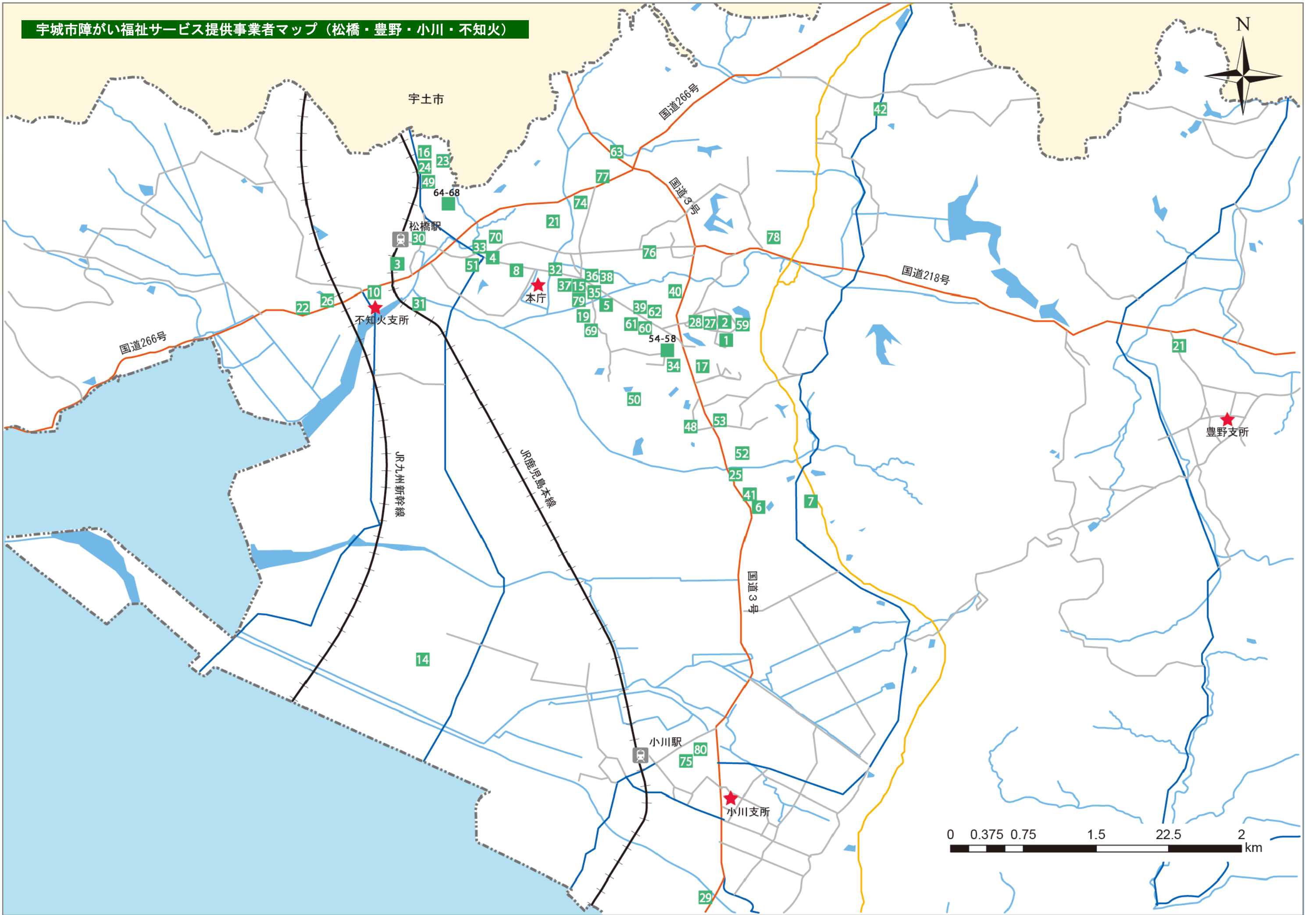
## 実施事業の記号の説明

記号は、次の事業名を略しています。

|   |                  |
|---|------------------|
| 訪 | 訪問系サービス          |
| 生 | 生活介護             |
| 自 | 自立訓練             |
| 活 | 日中活動系サービス（就労系以外） |
| 移 | 就労移行支援           |
| A | 就労継続支援A型         |
| B | 就労継続支援B型         |
| グ | グループホーム（共同生活援助）  |
| 入 | 施設入所支援           |
| 相 | 相談支援             |
| 児 | 障害児通所支援          |
| 地 | 地域活動支援センター       |

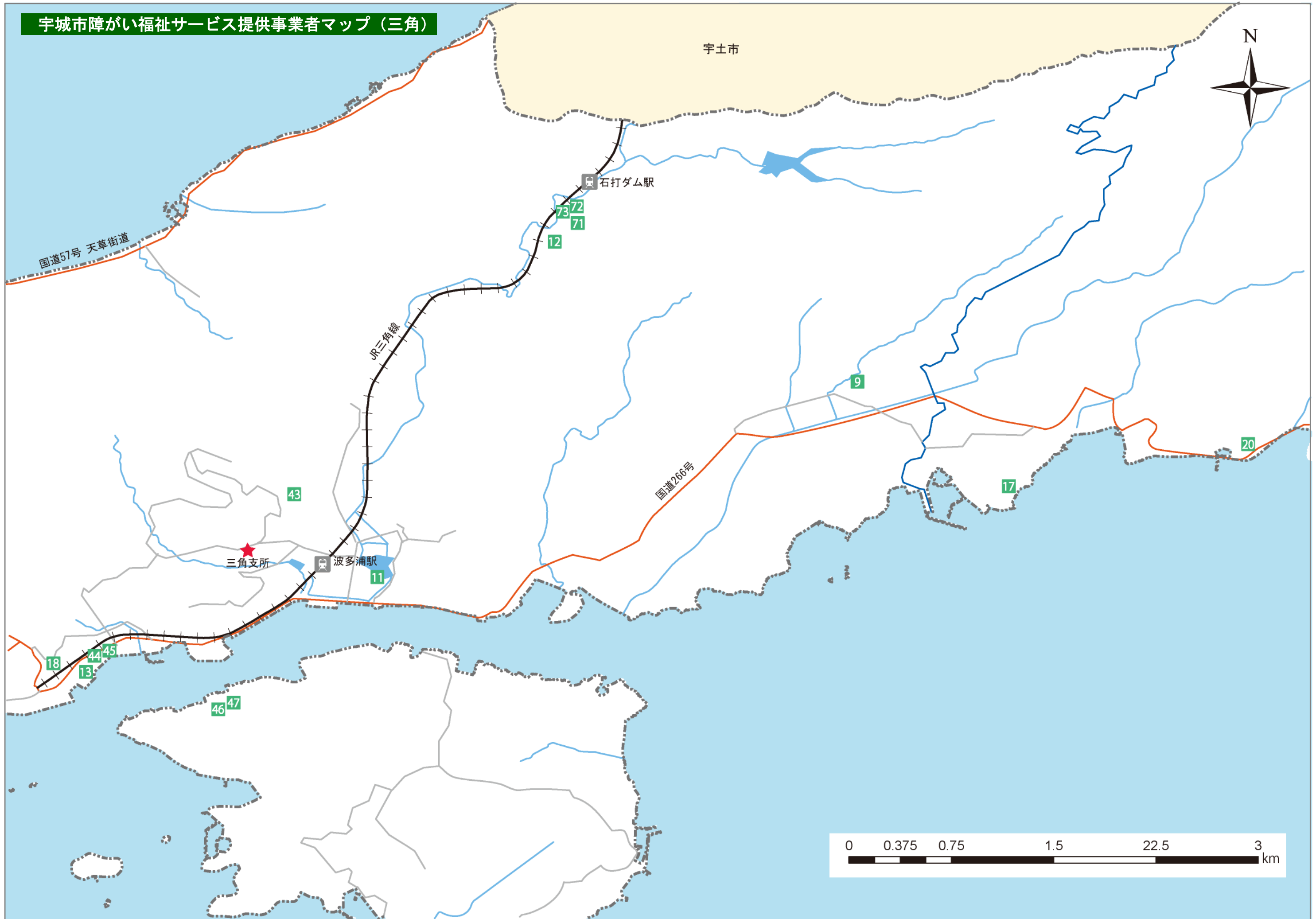
| No.   | 事業所名称  | 実施事業 |
|-------|--|------|
| 39    | 社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園<br>グループホームひごぎく                                | グ    |
| 40    | 社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園<br>グループホームさざんか                                | グ    |
| 41    | 社会福祉法人 清香会 第一きぼうの家   | グ    |
| 42    | 医療法人社団 明心会 れんこんハイツ   | グ    |
| 43    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>グループホームでこぼん                                    | グ    |
| 44    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>グループホームらんらん                                    | グ    |
| 45    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>グループホームみちしるべ                                   | グ    |
| 46    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>グループホームこちょうえん                                  | グ    |
| 47    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>グループホームぱあ〜る                                    | グ    |
| 48    | 社会福祉法人 東康会（グループホームともに）<br>グループホームまいふれんど                                  | グ    |
| 49    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>グループホームまいはーと                                   | グ    |
| 50    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>グループホームまいどりーむ                                  | グ    |
| 51    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>はっぴい〜はうす                                       | グ    |
| 52    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>ぴ〜ちはうす   | グ    |
| 53    | 社会福祉法人 東康会（グループホームみすみ）<br>野の花はうす   | グ    |
| 54-58 | 特定非営利活動法人 ジョブパートナー グループホーム日向Ⅰ～Ⅴ  | グ    |
| 59-62 | 社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 熊本県りんどう荘1～4  | グ    |
| 63    | NPO法人 夢・さぼーと 憩っと   | グ    |
| 64-68 | 株式会社 天使の翼（TEN・SHIⅡ）<br>TSUBASA.Ⅲ 201、202 TSUBASA.Ⅳ 102、201 TSUBASA.Ⅳ 202 | グ    |
| 69    | 社会福祉法人 グリーンコープ ケアホームたけんこ   | グ    |
| 70    | NPO法人 宇城きぼうの家 宇城きぼうの家一番館   | グ    |
| 71    | 社会福祉法人 天水福祉事業会 ワークセンターみすみ 三角厚生寮  | グ    |
| 72    | 社会福祉法人 天水福祉事業会 ワークセンターみすみ サキハウス  | グ    |
| 73    | 社会福祉法人 天水福祉事業会 ワークセンターみすみ ササホーム  | グ    |
| 74    | 社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会 児童発達支援事業所 あゆみの森  | 児    |
| 75    | 特定非営利活動法人 えんぱ 放課後等デイサービス にこにこパーティ<br>相談支援事業所 ソーシャルパズル                    | 児/相  |
| 76    | 一般社団法人 有信会 えもざ園  | 児    |
| 77    | 有限会社 パステール パステールUKI  | 児    |
| 78    | 一般社団法人 自立支援センターパール 自立支援センター パールうき<br>相談支援事業所 うき                          | 児/相  |
| 79    | 株式会社 ヒューマンネット ぶーやん松橋   | 児    |
| 80    | 一般社団法人 てとて すくらむ  | 児    |

宇城市障がい福祉サービス提供事業者マップ（松橋・豊野・小川・不知火）





宇城市障がい福祉サービス提供事業者マップ（三角）







宇城市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

平成30年3月



編集・発行 宇城市 健康福祉部 社会福祉課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85

TEL 0964-32-1387 FAX 0964-32-0110